

砥 部 町 議 会  
令 和 4 年 第 3 回 定 例 会  
会 議 録

令和4年第3回砥部町議会定例会（第1日） 会議録

招集年月日	令和4年9月5日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和4年9月5日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 15 番 平岡文男	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 16 番 三谷喜好
欠席議員	14 番 中島博志		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 古川雅志 介護福祉課長補佐 岩田恵子 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6 番 東勝一 7 番 佐々木公博		
傍 聴 者	16 人		

令和4年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和4年第3回砥部町議会定例会

令和4年9月5日（月）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和4年第3回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和4年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい折、また公私ともに何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件をご審議賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。最初に、新型コロナウイルス感染症についてですが、愛媛県においては、オミクロン株による第7波の影響を受け、7月以降、日々の陽性者数が急増しており、医療負荷の増大から「医療危機宣言」が発出されるなど、現在も厳しい状況が続いております。本町におきましても高い水準となっており、町職員の感染も相次ぐなど、これまで以上に身近に迫ってきたと感じております。町といたしましても、行政サービスを維持するとともに、新学期を迎えた学校の感染防止対策、ワクチン接種の推奨などに万全を期してまいりますが、感染状況が落ち着きを取り戻すまでの間、町民の皆様におかれましても、感染対策を強め、人との接触を極力減らしていただきますよう、強く、お願いを申し上げます。さて、去る7月10日、参議院議員通常選挙が行われましたが、選挙期間中の7月8日、安倍晋三元総理が銃撃され、亡くなられるという事件が発生いたしました。街頭演説の最中の蛮行で、大変痛ましい事件であったにも関わらず、背景にある政治家と宗教団体の繋がり、国葬の是非などに関心が高まっておりますが、まずは、亡くなられた安倍元総理のご冥福を心からお祈りするとともに、再発防止の徹底をお願いしたいと思います。参議院議員選挙の結果はご承知のとおりですが、投票率は過去4番目の低さであり、国民の政治に対する不信感が表れているとも言えます。新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻など、国内外の諸問題が山積する中、与野党が、それぞれの立場から議論を尽くし、日本が進むべき未来を示すとともに、政治家一人ひとりが襟を正し、説明責任を果たすことで、政治に対する信頼を高めていただきたいと思います。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。財政に関する報告が1件、教育委員会点検評価に関する報告が1件、条例改正に関する議案が3件、補正予算に関する議案が6件、令和3年度の会計の決算認定が10件、人権擁護委員の推薦に係る諮問が2件となっております。特に、補正予算に関しましては、コロナ禍や海外情勢を受けた物価高騰により、住民や事業者の皆様の負担が増す中で、6ヶ月分の水道料金の免除や、高校生までの児童医療費助成の拡大、農林業者や中小企業者等への支援に要する費用を計上させていただいており、住民生活の安定と事業活動の継続に対し、きめ細かな支援を行ってまいりたいというふうに考えております。詳細につきましては、議案審議の場で説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告します。14番中島博志議員から欠席届が提出されております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番東勝一議員、7番佐々木公博議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月26日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの12日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から16日までの12日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は9月16日の本会議でお願いします。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4、行政報告を行います。本件について、主な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和4年6月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）6月6日から8月22日までの落札の状況。入札件数53件、設計総額8億1,082万7千円、落札総額7億3,200万1千円、落札率90.3%。種別毎の内訳は、ご覧のとおりでございます。

（2）7月17日、中央公民館講堂で、名誉町民、山本敏孝元愛媛県議会議長お別れの会を開催しました。当日は、親交の深かった6人の方々に思いのこもった弔辞を賜り、故人のお人柄やご功績を偲ぶとともに、参加者222人全員による献花を行いました。（3）6月19日、陶街道ゆとり公園で、町消防ポンプ操法大会を開催しました。競技はポンプ車と小型ポンプ車の部で行い、参加団員は、日頃の訓練の成果を存分に発揮しました。参加団員数及び競技

の結果は、ご覧のとおりです。(4) 8月10日、町と佐川急便株式会社四国支店による、災害時の物資輸送に関する協定を締結しました。この協定は、県内20市町初の取り組みとなり、大規模災害が発生した際の物資輸送や救援物資の一時保管など、より迅速な災害対応が期待できます。2ページをお願いします。企画政策課。マイナポイント第2弾の開始に伴い、7月1日から8月26日まで、庁舎ロビーにて、マイナポイント申請支援窓口を開設しました。申請支援件数及び交付率は、ご覧のとおりです。商工観光課。新型コロナウイルス感染症経済対策として、町商工会が実施するプレミアム商品券事業に対し、補助を行います。詳細につきましては、ご覧のとおりです。保険健康課。8月末時点の新型コロナワクチン接種実績です。接種回数ごとの接種者、接種率はご覧のとおりです。3ページをお願いします。介護福祉課。(1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等の暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を支給しました。詳細はご覧のとおりです。(2) ウクライナでの人道危機対応を支援するため、町関係施設4箇所に募金箱を設置して救援金を募りました。受付期間、募金額はご覧のとおりです。(3) 8月17日、中央公民館で、砥部町戦没者追悼式を開催しました。町内の遺族会員など、約30人の参加がありました。子育て支援課。(1) 住民税非課税世帯等の18歳未満の児童などを養育する父母等に対し、児童1人につき5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外の子育て世帯分を支給しました。支給人数及び支給額はご覧のとおりです。(2) 7月14日、宮内園芸管理組合からJAえひめ中央宮内集荷場の土地及び建物の寄附がありました。詳細はご覧のとおりです。建設課。主要工事の進捗状況、8月末時点。農業用施設現年災害復旧事業、令和2年度からの事故繰越分。北川毛角谷水路災害復旧工事他1件、進捗率75%。4ページをお願いします。上下水道課。主要工事の進捗状況、8月末時点。公共下水道事業関係、面整備、令和3年度からの繰越分。八倉区74の2工区、令和4年6月24日完成。令和4年度現年分。高尾田区69工区、進捗率5%。水道事業関係、令和3年度からの繰越分。①第6配水池築造造成工事、②第6配水池電気計装工事、いずれも進捗率80%。令和4年度現年分。第6、第7配水池送配水管布設替工事5工区、進捗率5%。社会教育課。(1) 主要工事の進捗状況、8月末時点。文化会館空調設備更新事業、令和3年度からの繰越分。砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事、進捗率40%。(2) 6月29日、坂村真民記念館の来館者が10万人となり、達成記念として、10万人目の来館者に記念品と花束を贈りました。以上で行政報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長(西岡利昌) 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位、ご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、

質問を許します。9番佐々木隆雄議員。

○9番(佐々木隆雄) 9番佐々木隆雄でございます。今回は2点質問を準備いたしました。まず、第1点目なのですが、現在、町内でも様々な議論も起こっているようでございますが、松山南高校砥部分校の存続に対して町長のお考えについて聞きたいと思っております。7月の12日、県教育委員会は、来年度から5年間かけて県立高校などを統廃合する県立学校振興計画案を発表いたしました。地域の要請や住民からの意見も聞かない計画の推進に対し、県内各地で統廃合に反対する住民有志の会が発足しています。計画案では、松山南高校砥部分校は伊予高校に吸収統合されることになっており、町内では7月29日に砥部分校存続の会が結成され、県知事や県議会、教育委員会に宛てて、砥部分校の存続に向けた署名活動が開始されました。また、町議会に対しても、分校存続に向けて県に働きかけを求める請願が提出されるなど、町内外からの存続を求める熱い思いが寄せられています。こうした声は、学校が立地する本町にとっても、大変喜ばしいことではないでしょうか。関係者の思いをしっかりと受け止め、本町としても県に対して、分校存続を強く申し入れをしてはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。2点目は、町長の挨拶の中にもございました、安倍晋三元首相の国葬に対する町の対応について聞きたいと思っております。参議院の街頭演説中に銃撃され死亡した、安倍元首相の国葬が、これはもう、すみません。提出したのが8月でしたので、来月という表現になっておりますが、実際にはもう今月という事になりますが、実施されることに決定しましたが、実施をめぐる世論の賛否も分かれています。葬儀に掛かる費用を国費から支出する、弔意の強制にもつながりかねない国葬に対しては、不安や批判、抗議する声も広がっております。そもそも国葬を行う法的根拠が不明確です。国民の懸念に耳を貸さず、安倍氏の功績を一方向的に褒め称え、国葬の決定を押し切った岸田政権の姿勢に不信感が高まっております。安倍元首相に対する評価は国民一人ひとり様々であり、安倍政治礼賛の国葬を実施することは、国民に新たな分断をもたらすことにしかありません。こういった国葬中止を求めるお考えはないでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、松山南高校砥部分校の存続に関する考えはとの質問ですが、砥部分校を含む県立学校の振興計画については、少子化に伴う生徒数の減少や情報化等の進展など、学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、生徒にとってよりよい教育環境の実現を目指し、検討が進められてまいりました。私も地域協議会の委員として振興計画の策定に関与する中で、砥部分校や同校卒業生の存在が、本町の産業振興、地域発展に永く寄与されてこられた功績を訴え、同校の存続を願っていただけに、今回発表された伊予高校への統合案には、忸怩たる思いがございます。一方で、県教育委員会が示すとおり、少子化による生徒数の減少や、多様化する高校教育のニーズへの対応、県全体の高校のバランスなどを考えると、今の状況で砥部分校を存続することが困難であることも理解しております。いずれにいたしましても、生徒にとってよりよい教育環境の実現を最優先に、県教育委員会におかれましては、真摯に地域の意見をお聴きいただき、デザイン科という特色のある学科の維持に努め、引き続き砥部焼をはじめとする地域産業の

担い手育成にも貢献していただきたいと考えております。次に、安倍晋三元首相の国葬に対する町の対応についてのご質問ですが、国葬の実施については、国民の間で賛否両論があることは、報道を通じて承知をしております。皆様もご承知のとおり、安倍元首相は、憲政史上最長となる8年8か月の間、内閣総理大臣の重責を担い、東日本大震災からの復興、経済再生、日米同盟の深化などにご尽力されました。総理大臣辞任後も、精力的に活動されておりましたが、本年7月8日、街頭演説中に銃撃され、ご逝去されました。参院選の期間中、公衆の面前で元総理が銃撃されるという、民主主義の根幹を揺るがす凶行に、多くの国民が衝撃を受け、訃報に際し深い悲しみを抱かれたのではないかと思います。国葬の是非については、判断する立場になく、実施にあたっては、国民の理解を得られるよう説明を尽くすべきとしか申し上げられませんが、私個人としては、どのような形式であれ、哀悼の意を表したいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 8月19日に、地域説明会というのがありました。その時に県は、2年間かけ地域の代表も参加して計画案を作成したと説明をしていましたが、各種報道等で初めて知ったのが現実ではないでしょうか。私たち町議会議員も同様でございます。先ほど町長が、協議会に参加してこられたというふうに言われましたが、どの時点でそういう事ははっきりしたのでしょうか。そしてまた、町民や私たち町議会に対して、報告をすることが必要ではなかったんであるかというふうに私は思いますが、町長はそのようにはお考えにならなかったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。これはもう一方的に向こうの方から委員の指名があって、私だけでなく多くの人が参加をしておりましたけれども、このことにつきましては、私も議事録があれば相当いろんなことを申し上げておりますので、またそれは、もし議事録持っておれば聞いていただいたらというふうに思っておりますし、そういう事で、我々は発表があった時点で最終発表を聞いたという事でございますので、ご理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 今、町長が議事録を言われたんですが、議事録を見たんですけども、細かい、誰がどのような事を言ったというような部分が残念ながら私は見つけることができませんでした。これ、また改めて県の方に要請もしていきたいと思っております。関連しますが、説明会の時に、ほとんど北条高校の関係者と砥部分校の関係者で会場がほとんどいっぱいでした。北条高校の再編に関する関係の質疑の中で、地域振興と今回の計画は話がずれているんですというふうな答弁が県の方からありました。この砥部町についても、県の考え方は、今回の高校再編というのは、地域振興とは関係ないんですというふうな事を言ったんだと思われまして。最初の答弁の中にも、町長、触れられましたが、こういう県のお考えについては、どのように受け止められるのでしょうか。地域振興とはあんまり今回の再編とは関

係ないんですと、話が違いますというふうな、そういう話だったんですが、いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そのことにつきましては、県の見解というふうな事で、私はやっぱり高校という事については、当然、地域振興の事、まちづくり、いろんな事には影響はあるというふうには思っておりますが、県のいうように、人口減少の中で子どもがいかにか、生徒がどういう環境でという事理解もありますけども、全くその地域振興に影響がないというふうには考えておりません。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 町長の口からやっぱり地域振興も大事だというふうな事を言われましたので、ここは大事な事だろうと私も思います。存続の会ができて、いろんな取り組みをしております。少し、議場の中においでる皆さんにも知っていただきたいので、紹介をさせていただきたいと思います。1点目は、砥部焼協同組合理事会で協議した結果、砥部分校は砥部町に必要な学校であり、組合として砥部分校存続の会の署名に協力するとの総意が得られ、各組合員に書面で配布をされました。砥部焼販売組合の方も、早くから賛同を示してくれております。町内外の企業や団体も、敢えて名前は出しませんが、たくさんそういった所からの賛同も寄せられております。2点目、署名活動が始まってからの、いくつかの動きを紹介いたします。特に、観光センター、砥部焼観光センターで、その場で署名をできるようにしておりますが、県内外の方が多数署名に協力してくれております。福岡県、徳島県、山口県、岡山県、兵庫県、大阪府、静岡県、東京都、埼玉県、石川県等から署名用紙も届いてるようでございます。砥部分校の先生方の調べでは、全国唯一のデザイン単科高校ではないかというふうに言われております。そういうこともあって、砥部分校に直接関係のない方もデザインや美術の裾野を切るという、そういうことは許されないといった意味で賛同も寄せてくれております。いくつかのメッセージも紹介させてください。初めまして。この度、ツイッターにてぜひ署名に協力したいと思い、お送りさせていただきました。卒業生でもなければ愛媛県との所縁もない人間ですが、私も地元でデザイン科の高校を卒業しており、とても他人事とは思えませんでした。こういった専門的な学びの場や、伝統技術の発展の場が失われている危機にさらされることがとても悔しく、残念に思います。微力ではありますが、お役に立てれば幸いです。卒業生ですが、とべぶんで勉強し、過ごした意義を私にとって人生の宝物です。存在を心から願っています。こんにちは。私は砥部分校の卒業生です。伊予高校に統合されてしまうのは、やはり寂しく思います。分校の良さが無くなってしまっても思います。お世話になります。娘が卒業生です。皆様の活動が実りますよう願っています。それから今朝、ここに来る前にいただいたものがあるんですが、それはちょっともう時間の関係で紹介できませんが。第1期生の方から、当時女性が2人で、当時まだデザイン科とは言ってなかったんですが、4年後にデザイン科になったというふうなことのようにございますが、1期生でたった女性が2人、そのうちの1人で、私はたくさんのいろんなところからインタビューなんか受けましたというふうなお話があったんですけども、その方からも

是非とも存続をさせてほしいというふうなお手紙も届いております。署名活動の関係では、先月の8月の28日、10人が松山市の中心部で署名活動を行いました。3時間で300筆集まったそうです。そして昨日、今日の愛媛新聞にも報道されておりましたが、市駅前の坊ちゃん広場で活動を行いました。やや数が少なかったようですが、約150筆集まっております。また署名活動には、現在、町内外含めて31の店舗が協力してくれておりますが、さらにこれが広がっていくというふうな見通しのようにございます。署名活動の関係になりますが、松山南高校はご存知のように本校全日制、そして定時制、そして砥部分校デザイン科、3つの学校で形成されております。5年ほど前から、松山南高校全体で活用してほしいと多額の寄付をされた本校卒業生で、テキスタイルデザイナー。テキスタイルデザイナーというのは、ファッションデザイナーの描いたデザイン画を基に、織り方や糸を決定させる工場に発注し、それが意図したものになっているのかどうか、そういうことをチェックして生地生産にあたる。一言で言えば、洋服やネクタイなどの生地をデザインする、そういった仕事をしてらっしゃるようでございます。そういったデザイナーの権威である多摩美術大学の名誉教授、わたなべひろこさんが、たくさんの方の寄付を寄せていただいて、オール松山南高という取り組みがなされ、生徒やPTAのいろんな合同の行事も行ってきました。そういったことで、松山南高校全体で、そういう広がりの中で、県外での同窓会の支部なんかでも存続の会への協力が進んでいるようでございます。少しそういった紹介をさせていただきました。あと、砥部分校の入学倍率だとか、進学先や就職先等、町長は何か具体的な事はご存知でしょうか。入学の競争率とか、卒業生の進学先とか、就職先だとか、特に特徴的な事とか、ご存知ではないでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 進学先につきましては、高校の垂れ幕等で見てわかっておりますが、個々の就職先まではご存知ではございません。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 唐突で申し訳ございません。過去5年間の入試の志願倍率は1.04倍、県内平均をずっと上回っております。県の資料では、生徒が減少していく中でも、この先10年後も30人以上は来るのではないかというふうな予想もしているようでございます。そういった意味では、少子化の波を、この砥部分校では受けない可能性が高いのではないかとこのように思います。今年の体験入学には100人を超える中学3年生が参加をしているようでございます。砥部分校生の進学先の評価も高いというような事も聞いております。この資料が寄せられてはいるんですが、時間の関係もあるんで省略させていただきますが、非常にユニークな発想の転換を図られるような、そういう学生さんが多い。それから、のびのびとした学校生活を送ってきたんだなというような事がよくわかりますというふうな事が、学校の進学先の先生からも、そういう評価も寄せられております。そういう事もあって、今、各大学からの指定校推薦枠もありますが、有名芸大への合格者も多数出ておいでます。ご存知のように、東京芸大だとか、京都市立芸術大学だとか、なかなか従来ではなかったような所も、進学なんかも増えております。東京芸大から砥部分校に、講師の依頼が来たこともあ

るそうです。また、現在の砥部分校生は、この町や県関係、そういった所のデザインも多数手がけておいでです。皆さんご存知のように、大宮八幡宮の絵馬は長年にわたり砥部分校生が担ってまいりました。酒粕を使用したプリンのパッケージ、ある印刷会社の新社屋の陶板。また今も時々流れておりますが、ふるさとCM大賞。また県警のいらぬよ僕らの町に暴力団といったようなキャッチフレーズを作った、とべ動物園の関係でもいろんなものが出されております。また、松山市では生ごみを捨てる際に水切りを呼びかけておりますが、そういったものを呼びかける絵文字も分校生が提出しております。また、詐欺被害防止のカモの絵、こういったものにも採用されております。分校のクラフトデザインコース。これは砥部焼を指すようですが、人数は多くありませんが、砥部に帰ってきて窯を持つ卒業生や、クラフトコースを選択していなくても窯元になる方もおいでです。分校に直接関係のない大学生が砥部に興味を持ち、卒論に砥部を題材に描いてるケースもあります。7月31日に、松山青年会議所主催の地域活性化まつやま若者サミットというのがありました。松山市ほか周辺の6市町のそれぞれの所の地域活性化の為に、大学生が、私たちが、僕たちは、こんなことを考えるというふうな発表がありました。その中で、砥部町が優勝をいたしました。彼ら彼女たちは、砥部町に砥部焼博士の育成があるといいな。それから、長ったらしい町施設の名称を変更して、もっと馴染みのあるものにしたらどうだろうと。また、デマンドタクシーの観光利用など、こういったことも提案していただきました。これらの事でさっき言いましたように、他の市町を飛び越えて砥部町が優勝をいたしました。このように砥部町、この大学生たちは砥部の出身の人は1人もおいでませんでした。香川県出身やら、松前町の学生さんも1人おいでました。それから、台湾との交流事業については、町長もご存じのとおりでございます。砥部分校の先生方からも、赴任間もない頃から、この学校の魅力に染まり、この上ない教育環境だと口を揃えておられます。現在の地に建てられてから現在まで、生徒も先生にも受け継がれる校風であり、砥部高校から続く歴史の賜物、砥部高校時代からの町民の手で作られてきた高校だったからこそではないでしょうか。長々と申しましたが、最後に、家族の反対を押し切っても、どうしても砥部分校に来たいんだという子どもさんの思いを受け止め、一家で引っ越してきた方もおいでるそうです。また、遠くから乗物を乗り継いで通学、あるいは、遠くても雨の日も風の日も自転車を漕いで一生懸命通学している、そういう生徒さんばかりです。仕方なく入学してくる、そういった生徒さんはおいでません。滔々と申し上げましたが、今言ったような様々な存続のための取り組みや関係者の思いを今一度しっかりと受け止めて、県の方に対して、町長の方からもまだまだ言っていただけのことがあるんじゃないかと思えます。町長、今、私が申しましたような様々な取り組みを踏まえ、もう一度町長のお考えを表明していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、佐々木議員さんからいろんな思いを述べさせていただきまして、私も十分お聞かせをいただきました。今回の問題につきましては、砥部町議会に対しましては、お願いが出ておるといふふうな事で、議員の皆様も十分ご議論をされるであろうというふうにしておりますので、その辺りも踏まえまして、私も十分この皆様方のご意見を参考にさ

せていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 町長のお考えもしっかりと受け止めていただいたというふうに私は受け取りましたので、ぜひ今後も存続させるために頑張っていただきたいと思います。2点目の方に移りたいと思います。先日の報道では、愛媛県中村知事は、現時点では市町への弔意の表明を求める考えはありませんというふうな事を言われておりました。県立学校教職員にも求めないというふうな事を言われております。それで、例えば半旗の掲揚だとか庁舎内での黙祷だとか、例えばサイレンを流して町民に黙祷を促すだとかいうふうな事については、先ほどの町長の個人的な弔意についてはお伺いしましたが、町として今言ったようなことをされるようなお考えはありますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。先ほども述べましたように、今回の問題につきましては、いろんなご意見があるというふうにご理解をしております。私もといたしましては、町民の皆様方にそういったことを求める気はございません。半旗についても、黙祷についても、今のところしないという事で私は決定をさせていただいております。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） ぜひ、今言われたように対応をしていただければと思います。通告はしてありませんが、関連しましたので教育長にお尋ねします。もし仮に、県の教育委員会の方からそういったようなことがされた場合にはどう対応されるおつもりなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきます。教育委員会といたしましても、町の対応と同じでございます。強制をしようとは思っておりません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 町の関係ではそういったことについてはやらないというふうな事で、私は個人的には安心をいたしました。少しこの国葬問題については、議論等々もされております。ここで町長と議論をとる事にはなりません、少し私ども日本共産党の国葬に対する考え方というのを紹介だけさせていただいたらと思います。1つは、憲法第14条で法の下の平等というふうな事に国葬というのは反するんだというふうに言っております。岸田首相が、安倍氏だけ国葬を実施するんだという合理的な理由というのは一切示せておりません。そういったことで、時の内閣や政権党の政治的な思惑や打算によって、特定の個人を国葬という特別扱いするという事になってしまいます。憲法が規定する平等原則とは相容れない、それが1点目です。2点目、国葬の強行というのは、憲法の第19条で思想及び良心の自由というふうなものが表現されておりますが、それにも反するものだと考えています。岸田首相は8月10日の会見で、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だと述べました。我が国は、国民主権の国ですから、ここで述べられている国全体とは国民全体という事

になります。その首相の発言は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式だと述べていることに他なりません。そういった意味で、憲法 19 条に違反した弔意を強制させるというふうな事につながるのではないかというふうに思います。3 点目は、国葬は天皇中心の専制国家を支える儀式で、その根拠とされた国葬令というのは、戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして、失効をしております。現在、国葬の根拠と基準を定めた法律は存在していません。法的根拠のない国葬を一片の閣議決定によって強行するという事は、法治主義を破壊し、法の支配を人の支配に変える暴挙ですというふうにも考えております。そしてまた、国葬に係る費用の総額は実施後でないと明らかにしない。とんでもないことではないですか。国会での説明や議決もなしに、憲法違反の国葬に私たちの血税を使うと、そういったことは無法に無法を重ねるものではないでしょうか。そして最後に、安倍元首相が行った立憲主義破壊の暴政や国政私物化の疑惑などを国家として放任し、安倍政治への敬意を国民に強要するとともに、反社会的カルト集団、統一教会と最も深刻な癒着関係にあった政治家の 1 人である安倍元首相の国葬は、この癒着関係を免罪することになってしまいます。岸田首相は、国葬を行う事で民主主義を断固守りぬく決意を示すといっていますが、国葬の強行こそが日本の民主主義を破壊することになり、死者の最悪の政治利用ではないでしょうか。私ども共産党は述べております。最後になりましたが、是非ともこの国葬については、いろんな場で議論もされておりますが、町としては静かに見守っていただくというふうな事で進めていただければと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。16 番三谷喜好議員。

○16 番（三谷喜好） いつも私が感じることでございますが、これが一般質問の最後になるんじゃないかなと思ながらここへ立っております。この一般質問の機会を与えていただきまして、大変感謝をいたしております。ご案内のように、今世界ではウクライナ戦争によって、大変な食糧危機あるいはインフレが行われております。そこで、先日の NPT 会議において、合意は再び決裂し、うちウクライナ情勢の危機感、方策が示される国連本部の機能が十分果たされていないように思います。そして先ほども言われましたように、我が国においては、統一教会の問題が出ております。あの国会議員の、あの説明で、国民の誰一人として理解するものはないと思うんです。そこで私も宣誓しておきます。統一教会の会員の方から名刺の交換あるいはそういうことは一切しておりませんので宣誓とします。そして今、オリンピック、あれほどオリンピックが花が咲きましたけれども、ある方が病気で 200 万円のお見舞いを持って行ったそうです。これは新聞に報道されております。これが日本の国でしょうか。我々とこれほどかけ離れとることがありましようか。世界市場では、日本は買い負けしております。こういうところで、私たちは、我が国を愛さなければならぬいんでしょうか。そして今後、趣旨になりますが、これはもう全体の両方の雰囲気や申し上げとします。そして今、私どもの町には、そういう先ほどから言われておりますように、砥部分校の問題が発生しております。そうして今来よるのは台風 11 号が来よりますが、どうか被害のないことを祈りつつ一般質問を続けさせていただきます。6 月の定例議会におきまして、町長から五本

松の高野池跡の防災広場の整備を述べられました。大変な決断であったと私は高く評価しております。そこで提案をいたしますが、福祉避難所の建設です。特に、視覚、聴覚、音声・言語機能の障がいのある方が安心して避難できる場所が必要だと思います。町長のご所見をお伺いいたします。これは、アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法をもとに、近く来ると思われます南海トラフ地震の対策等も含めてお尋ねしとるわけでございます。第2点、先ほどの佐々木議員と重複しますが、過去における砥部分校の設立に関わった一人として、また卒業生として、違った点からご質問したいと思いますが、町長、先ほど答弁のあったとおり重複はしたくはないんですけど、場合によったら重複するところがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたしまして、一般質問の題名を挙げさせていただきました。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） はじめに、福祉避難所についてのご質問ですが、今年の第2回定例会で答弁させていただきましたとおり、南海トラフ巨大地震の被害想定から推計いたしますと、既存の福祉避難所で受入可能と考えておりますが、潜在的な要配慮者や感染症対策として十分なスペースを確保するうえで、さらなる福祉避難所の拡充が必要であると考えております。ご提案の福祉避難所の建設につきましては、財政事情を考えますと困難でありますけれども、要配慮者の方が普段から利用する総合福祉センターはらまちや、中央公民館の子育て支援センターなどの既存施設を有効活用するとともに、町内福祉事業所の協力を得て、福祉避難所の指定を増やしてまいりたいというふうに考えております。なお、視覚や聴覚、音声・言語機能等に障がいがある方を含めた避難行動要支援者への対応につきましては、個別避難計画の策定を進め、避難支援に切れ目が生じないよう地域の関係者と情報共有を図り、引き続き、きめ細かな支援に努めてまいりたいというふうに考えております。次に、砥部分校デザイン科の存続についてのご質問ですが、佐々木隆雄議員のご質問にもお答えしましたとおり、砥部分校デザイン科が、これからも本町に存続し、引き続き本町の産業及び地域振興に貢献していただきたいとの思いは皆様と同じであります。同校が果たして来られた役割や、卒業生の皆様のこれまでのご功績には心から感謝をしております。県教育委員会におかれましては、説明会等で十分住民の皆様からいただいたご意見を真摯に受け止めたうえで、生徒にとってよりよい教育環境を実現できる再編となることを期待しております。以上で、三谷議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 最初の誰にとっても安心なまちづくりの中で再度質問させてもらいますが、今言うように、福祉避難所つちゅうのが指定されておるのが、特養ひろた、砥部オレンジ荘、とべ和合苑、希望ヶ丘、アルムの里というふうに書いておりますけれど、仮に今あった場合、おそらくコロナで受付がしてもらえないんじゃないかと。私が申すのは、政府が言うように、今までは50年から100年のスパンで考えなさいと言った。ところが今、500年から1000年ですよ。じゃあ、500年から1000年言うたら、私も調べました。いろいろと地震の関係、とてもここで言える時間はありません。じゃあ、500年、1000年ほど

れぐらいの Spann か。ちょうど来年度が、弘法大師が空海の生誕 1300 年祭でございますね。それをして考えてみた時に、1000 年っていうとパッと浮かぶのは、奈良の大仏さんが、あれが 758 年にできました。日本に仏教が入ってきたのが 538 年ですよ。日本ではそういう状況、じゃあ外国ではどうか。これは本題とかけ離れますけど、対照するので申し上げますが、ペルーにおいて地上絵を描いてますね。あれが、ハチドリの絵を描いた。そのハチドリはどういう性質があるか。あの火事がある時に、2~3センチの体長で1ccも足らん水を口に含んで、何十万のハチドリが飛んでくるそうです。それを描いたのだそうです。じゃあ、そしてこちらで1000年向こう言うた後は、1192年の鎌倉時代からきとる。じゃあ、それぐらいの地震を全部調べたんでは私も絶えられませんので、時間がないので、近々のあれを申し上げたいと思います。ご案内のように、町長、集合で皆さんが避難されますね。あの避難所では、1週間ぐらいは何とか雰囲気は保てるらしいです。ところが、1週間、2週間してくると必ずストレスが発生する。ストレスは、この健康な人より、こういう人は非常になんぼでもストレスになるんですね。一般の人でもストレスが積み重なると、それが自尊死につながったりします。これはやっぱりそういうあれを防ぐためにも、やっぱりですね、そういうこの耳、目、口の避難者の方は、やっぱりそういうところで避難していただくという事はやっぱり必要ではないか。もちろん、元気な人もあれですが。ただ先ほど、費用の件を言われましたけれど、2万人がですね、130人のその方たちを支えられんはずがないでしょう。そしてそんな中でも、本当にあれしとる30何人ですよ。ほして、お金は言いましたがね、これはクラウドファンディングであればお金も入ってくると思います。ともう一つ、私今これ、勝手にね、厚労省に電話しましたね。こういうのしたいんじゃが、どういってお金が出ますか言うて。これはもちろん一相談ですがね。ほしたら、これはうちじゃないよと。あなた、これはね、内閣の危機管理局ですと。電話しました。ほしたらね、それは良い案ですねと。そんな時に、これは私見ですがというて、お金が掛かりますと。これは日本でどっこもやってないんですね。障がい者専門の避難所は。ですが、これはかなりのあれが集まるんでしょう。そうして、もう一つは、資金の点で心配されるけど、大型のふるさと納税をやってごらんさいと。こういう提案があったですね。これは個人的な会話からなんですね。一つの方法としてあります。じゃあ、日本で大きなあれがいくつもありますから、かなり期待ができるでしょうと。そうして、これが初めてやるということになったら、日本中に影響がありますという、かなり大きな期待ができるという事を聞きました。そこで、もう一つ問題になりますのは、私も新潟、そうして新潟の中越、熊本の益城町に2回行きました。そのほかの場所にも行きましたけれど、一番先ほども言いましたように、1週間は保たれるんですね。その後、どういう障害が起きてくるか。中には、友達がいてお風呂入れました。親戚が連れに来て食事しました。ところが、そういうふうにはない人は何にもないもんですから、どうしても雰囲気が悪くなるんですね。災害の話になりますけど、砥部町でも昭和17年の7月21日に、あそこが、重信川堤防が破損して、そうして今あります城南農協一帯が大変な水浸しになった。倉庫から米も浮いたんですね。そんなこともありました。そういう事考えると、やはり今言いました、益城町や新潟の中越地震の現場で聞きましたところ、こういう方はどういうふう

に対応されておりますか言うて、席で言うたときには、また後でという事ですけど、こういった対面で2人で話すと、そんな時に言うたのが、大変な事ですとこれしか言わんのですね。特に、あそこで起こりました、東北の太平洋地震では1万9,000人、まず砥部町ぐらいの人口の方が亡くなられたんです。ここでは、記録にはないし、丸ごと飛んでしもとりますから、まずだめでございましょうということで、これはね、目の見えん人、耳の聞こえない人、こういう障がいを持った人がね、あの血まみれを押さえて、真っ暗の中に引っ張り出されると。元気な人でも大変なショックを受けます。こういう質問の人を1人でも減すためにも、そういうふうに私は障がい者専用の施設を作っていただきたいと思います。そうしてご案内のように、今愛媛県では、カウンターパートグループ方式っちゅうのとカウンターパートスキーム、2つのあれができておりますね。ご存知でしょう。あれについては、2次支援という事で、南予地区でそういう災害があったら、砥部町は第2次で受け入れるんですよね。これがいわゆるカウンターパートスキームです。ほたらね、重複するんですよね。その砥部の人と。砥部の方へ避難することなんかですね、地震やった場合。その人たち帰れっちゅうわけにいかんし。学校も体育館をいつまでも使うわけにいかんでしょう。そういう事も考えて、一つぜひ今言うような施設を、お金も掛かるでしょうけれども、努力していただきたいと思いません。これも余分になりますけれども、思うは招く、人は足りないところから助け合うのが人間だと、こう言われてます。どうせ無理っていう言葉を使うなど。これは、植松努先生、この人はね、北海道で人工衛星上げる言うたらみんなが笑たんですね。あれ馬鹿じゃいうて。キチガイじゃいうて。ところが、私は組み立てる技術はありますけれども、現実どうに組み立てるかわからんから、大学の先生にお願いして付けてくれて。本当に上げたでしよ。その学校では、周辺の子どもにはペットボトルで20mぐらい上がるように、やっぱりそういう教育ができております。やっぱりそういう環境も踏まえて、やっぱりやれないというんじゃないに、思うは招くということで、町長、進めていただきたい。この件ですね。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員さんのご質問にお答えします。人生経験が豊富な三谷議員さんでございまして、いろんな知識をご教授いただきますが、私もなかなか今の質問聞きよったらなかなか理解しにくいところあるんですけれども、障がいのある方が避難を遭われて、一般の方よりもストレスがたまるという事は当然理解ができますし、要援護者の方に対する配慮は、当然行政を携わるものとしては努めていかなければならないというふうにも思っておりますので、こういったことにつきましては、また議会の議員の皆様方ともご相談をしながらですね、十分検討をしたいというふうに思っております。カウンターパートナーの問題につきましては、これはいろんなところで災害が起きた折に助け合いをするということでございまして、そういったことにつきましては、愛媛県全体の問題でもありますし、私どもとしては、しっかりと受け入れる体制は整えていかなければならないというふうにも考えておりますので、またよろしくお願いをいたします。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 今、町長のご答弁いただきまして、ある程度理解もしましたが、やは

り思うは招くじゃなくて、やっぱりこの障がいのある方に、いかに安心してそういうところで避難ができるかという事を切望しておきます。ご理解いただいております。ご理解いただいておりますが、ただ、お金の件についてはね、先ほど申しましたように、いろんな方法があるという事を申し上げておきたいと思えます。例として、長野県の川上村、前に全国の町村長をしたと思うんですね。あこで、一農家が3千万ぐらい収入があるために、奥さん亡くなってどうしてもアル中が増えたんですね。ほで、このアル中をどうにして防ぐかというて言うた職員の中で、村長、あれしたらどうでしょうか。公民館を24時間開けたらどうでしょうかというて提案したんです。おかしいこと言うなあ思て。ほしたら将棋、囲碁、麻雀やるんですけど、酒飲んで来たら相手にしてくれんのですね、相手が。次にだんだん飲んで行ったら麻雀もしてくれん、将棋ももちろん臭いいうて嫌がられたいうので、2年ちょっとで大体、川上村のアル中は解決した言うんですね。恐ろしいことやなあ。そういうふうに、やっぱりちょっとした発想でそういうものができるんです。そしてこの障がい者避難所は、日本で一つもないんですよ。どうぞ、3,000の町村の中で砥部が一番最初に手付けていただければ、これはもう他の町村にもね、大きな刺激になると思えます。その点、要望しておきます。じゃあ次に、県立デザイン科の問題についてですね、お尋ねをいたします。先ほど佐々木議員との重複は聞きづらいですから、避けてまいりたいと思えますが、この私もこの高等学校を卒業した1人でございまして、今の砥部小学校が砥部中学校があったときに定時制高校ができたんです。あこで、定時制ができました。そうしてそんな時に、新しい校舎を昭和28年に移転しました。この移転した時に、実は私の家の土地がああの3分の2提供したんですね。周りも、わしは子どもが多いけんこらえてくれ言うたけど、たまたま同級生に議員しよった人に説得されて、まあ三谷君、教育のためじゃけんやってくれと。その当時の米が2万円ぐらいしよったんですね。ほで、男の人日当が大体300円です。女の人が150円ぐらいの日当の時代ですから、やっぱりこの田を失うというのは大変な事。まさか私とその学校へ通うと、その当時は親父も思てなかったでしょう。ところが、私が中学校3年の折に親父が脳溢血で亡くなりました。3人の弟がこれを何とか、勉強ささんといかんと。ほれで南校の砥部分校の夜間に学んだわけでございます。そうして、いろいろ流れはありますけれど、先ほど佐々木議員の言われた中に一つだけ付け加えたいのは、公民館の緞帳、中央公民館の。あれ、実際最初は京都のプロの人に描いてもらったんですね。ほで、南校のデザイン科に一人、ほしたらデザイン科の女の方が描いたんですね。それを京都の業者に見せたら、ああ、これが良いと。採択されとんですよ。それと私より定時制で3つ、3年ぐらい違う、射場の方で中内さんという方が、東北大学出て福大の教授になつとんですね。これ、ドイツ語専門じゃったんですがね。この人、若干障がいがあったんですけども、それを乗り越えておられました。さあ、それで昭和、南校のあそこを今の現状の所を造るまでの話を若干させていただきたいと思えます。当時、校長が、私も同窓会の会長しとったし、そんな関係で実は生徒を増やしたいという事で、増築をしたいんですというて町勘定をかいて、当時のお金で2千万、今じゃったら2億円ぐらいいるでしょうとかいてたんですね。松崎町長に、こういうふうにな校のあれをよかろうと。時は今も記憶しておりますが、4月やったんですね。4月で、ちょうど県庁も忙しいんで、で

きれば連休明けにしてくれんかという事で、連休明けに県に陳情に行きました。この時の知事が指示しました。これ怒られるぞと、いらんこと書いてつとる思いながら行きました。こういうふうにしたんですと見せたら、じいっと見たんです。松崎君、こんな細いことでいくまいかと。土地も造成もしてこいと、そのうち県が買うと。こういうに言われて造成を始めたんです。だから、その造成までのプロセスは大変じゃったです。8月までに県に報告しようと。ところがまとまりません。売買じゃなくて、同意書がもらえないんです。いよいよ12月の30日、大みそかはいくまい言うてね、30日。相手にしてくれませんか。これではいかん、1月の3日、4日目、仕事初めの折に、もう最後じゃという事で町長も関係者寄って、あちこち折衝しました。1月の3日に、もう今日が最後じゃというんで、折衝に行って初めて同意してもらいました。私ら招かる客じゃないですから、暖房ありません。2時間も3時間もあの寒い中でじいっと耐えた。そして目的は、あこに学校をしないと。その目的が達成して、今あのように、若いお嬢さん方がこの暑い中にも署名をして、どうぞ存続してください。この熱意には、私は50年間この議場に來させてもろた私は証やなかろうと。お前それをね、この議場で皆さんに申し上げ、理解してもらえと言われとる気がしております。どうかそこらも含めまして、伝統にあるこの学校、それと教育というものがご承知のとおり、学校教育、社会教育、家庭教育、この輪がどこが大きになっても成り立ちません。その中で、教育で一番そういう環境というものが大変大事やと思います。環境について、ちょっと申し上げますと、私が小学校2年生の折に終戦になりました。それまでは、毎朝、学校で校長先生が日本が勝ったと。東シナ海でこうこうでこうじゃった。万歳。本当にそれを信用しておりました。それで8月の夏休みあがって行ったら、今日から砥部国民学校を砥部小学校にしました。あれほど勝った勝った言いよったのに、なぜ負けたんか。これは不思議やっただすね。それも教育の、そのころ私は、将来は兵隊さんになるというのが、その頃の教育の一環でございました。もう一つ教育で大事じゃちゅうのは、やっぱり環境です。各多々ある学校の中でね、ああいうふうには水路があるんです。これは砥部だけです。ほかにはないんです。なぜ、あのせせらぎがいいか。人間がお母さんのお腹の中にいる時に、あのせせらぎの音と同じ音がするらしい。私が言ったことじゃないんですが。それで、せせらぎというものを人は求めるんです。あのせせらぎの中で青春時代を過ごされた多く子どもさんがいらっしゃいます。そういう事を考えると、ああ、あの時に苦労したんは、本当に無でなかった、この嬉しさ。そして、今日もおはようございます。生徒と対面して挨拶されました。本当に自画自賛するわけでもございませんが、あの土地を指名した私でございますので、その点は自信もって申し上げますが、ただ今言うたように、教育というのは、そういう少子化とかあるいは費用対効果では片づけられんです。橋作ったり、道作ったりするのと違うんです。長いスパンで見るのが教育なんです。それに影響受ける伝統が続いていくんです。それを考えると、この伝統ある南校砥部分校を、そう簡単に移転賛成することはできない。これが建った当時から伝統として流れてきております。教育長も含めていろいろ立場はありましようけれども、費用対効果をもし言うのであれば、例えが違うのかもしれませんが、自衛隊の経費の1%でも教育に回しなさいと。どれほどに日本の教育が充実するか。それをこ

ここで申し上げても仕方ないことですが、そんなことを考えとる日々でございます。どうか教育の環境という、もう1点は、これ私も冊子に書いとりますが、戦争中に、町長の万年の上で空中戦があったんですね。こん時に、日本人はあとから聞いたんで、東京の人で落ちて死んだ。アメリカ人は落下傘で落ちて、ブイと釣り竿とチョコレートと菓子パンをもって落下傘で降りてきた。私は何で見たか言うたらね、駐在所へね、縄でくくってその外人を連れてきた。ほしたらそんな時初めて私も外人見たんがね、目の色が違う。ああ、本当恐ろしいなと思いつつ眺めたんですが、体格全然違いましたね。それは一つの戦時中の記憶でございます、教育の一環。もう一つ、これ私事になるんですけどね、教育の環境の大切さという事は、今日ご出席の山口議員のお母さんが、全国に発した親子読書ちゅうのがあるんですね。これは大変うけたんですね。ほたら、学校の砥部の方がそういうほどの提唱するのに、砥部小学校で誰も作文書かんのはいかんということで作文書きました。私の1番下の弟です。それが幸い、紅梅キャラメルの賞に入ったんですね。キャラメルが30個ぐらいと、その当時の図書券が入っておりました。それを本人は、僕は将来はやっぱり物書きやそういうのになりたいということで新聞記者になったんですね。新聞記者で、愛媛新聞ですが、例の孫バンザイ、お悔やみ欄の提案をしたり、今は夕刊になつとりますが、発刊もしておりました。それを見たいところが、僕もこういう仕事に就きたい。やっぱ、これも一つの教育の環境だと思います。どうか、いろんなことを申し上げましたけれども、教育というものは、町長、末永い費用対効果等で片づけられるものではないという事を重ねて申し上げまして、私の言わんとするところ、十分お含みをいただいて、今後、松山南砥部分校の継続されることを心よりお願い申し上げます、拙い質問でございましたが、今日は体調が悪いために十分できませんけれど、お願いを申し上げます、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好議員の質問を終わります。

ここで換気のため休憩をします。再開は午前11時5分の予定です。

午前10時51分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。前のお二人が非常に熱いご質問をするものですから、3番手は非常にやりにくい状況でございますが、2問用意いたしましたので、質問をさせていただいたと思います。盛夏期における熱中症対策はということで、日本の夏は、気温が高だけでなく、湿度も高く、蒸し暑いのが特徴でございます。熱中症が起こる条件として、気温と湿度が関係しており、高温多湿な日本では、近年、地球温暖化やヒートアイランドも相まって、熱中症患者の急増が大きな問題となっております。特に、ここ数

年は、各地で記録的な暑さが連日猛威を奮っており、暑さを示す指標としてよく用いられる熱帯夜、夜間の最低気温が 25℃以上、真夏日、最高気温が 30℃以上、猛暑日、最高気温が 35℃以上の日が年々増加する傾向にあります。今後もさらに増加すると考えられております。こうしたことから、熱中症予防を目的に、環境省と気象庁は、危険な暑さへの注意を呼びかける情報として、熱中症警戒アラートを発表し、令和 3 年 4 月下旬から、全国で運用を行っております。愛媛県においても、今年は 6 月からこれ、15 日と書いておりますが、提出した時がですね、その前だったのであれですが、今現在、8 月の末現在では合計 33 回、8 月 1 日以降は連日発令されております。このような現状を踏まえ、本町においては、町民に対してどのような、この熱中症に対する取り組みを行っているのかお伺いしたいと思います。まず 1 点目は、熱中症にかかりやすい、重症化しやすい高齢者に向けて啓発等をどのような形で行っているのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。それから 2 点目は、高齢者とともに注意が必要な子どもに対して、学校ではどのような対策を取られているのか、併せて教育長のご所見もお願いをしたいと思います。2 番目でございます。町税等に係る納付手段の多様化についてでございます。先進国の中でも低いとされている日本のキャッシュレス比率について、政府は今後の成長戦略の重要課題と位置づけ、キャッシュレス決済の比率を 2025 年度までに 4 割程度、将来的には世界最高水準となる 80% を目標に掲げております。総務省では、一つの QR コードで複数の QR コード決済サービスが使えるようになる統一規格 J P QR の普及推進を進めております。地方税においても、事務負担の軽減および納税者の利便性を図るため、2023 年度から納付書に全国統一 QR コードを付す方針が示されております。本町の場合、口座振替以外では、一部の税目でコンビニ納付が行われているものの、金融機関の窓口で納付をする形がまだまだ一般的でございます。近隣市町では、少しずつではありますが、税金や施設使用料等の支払いにキャッシュレス決済を導入されているようにございます。このような状況を踏まえ、本町でも町税等の徴収率の向上や町民の利便性を図るため、キャッシュレス決済など納付手段の多様化を検討されてはいかがでしょうか。町長のご所見をお願いしたいと思います。以上 2 問、よろしく願いをいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。はじめに、盛夏期における熱中症対策についてのご質問ですが、熱中症にかかりやすく、重症化しやすい高齢者には、特に予防対策が必要であると考えており、夏場に実施する事業等を活用し、高齢者やその介護者にパンフレットを配布するなど、積極的に熱中症予防を呼びかけております。また、町全体の熱中症対策の取り組みといたしましては、広報や各種健康教室など、町民が集まる機会を利用し啓発を行っております。日野議員ご指摘のとおり、ここ数年記録的な猛暑日が続く、今後も夏場の気温は高くなると予想されますので、本町といたしましても、熱中症予防情報を配信している環境省のメール配信サービスや、LINE アプリなどの利用普及に努め、さらなる熱中症予防対策に努めてまいりたいというふうに考えております。なお、学校における熱中症対策につきましては、この後、教育長が答弁いたしますのでよろしく願いをいたします。次に、町税等における納付手段の多様化についてのご質問ですが、まず、町税のキャ

キャッシュレス決済化の取り組みにつきましては、来年度から、国が進める地方税統一QRコードを活用して納付ができるよう準備を進めているところでございます。また、窓口などで支払う手数料や施設使用料などのキャッシュレス化についても、J P Q Rの導入などを念頭に調査研究を行なっているところでございます。非接触型のキャッシュレス化は、デジタル技術の進展とともに、コロナ禍の中で急速に浸透してまいりました。これからも、町民の皆様が便利で快適に生活ができるよう、デジタル技術の活用積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員のご質問にお答えをさせていただきます。学校での盛夏期における熱中症対策についてのご質問でございますが、学校現場では新型コロナウイルスの感染症拡大予防対策といたしまして、マスクの着用やこまめな換気など、新しい生活様式への対応が日常化している一方で、夏季においては、長時間マスクを着用すれば体に熱がこもりやすくなったり、息苦しくなったり、熱中症のリスクがより一層高まることを踏まえ、子どもの健康と安全に配慮した柔軟な対応が求められているところでございます。町内の小中学校におきましては、授業や学校行事での熱中症防止項目を掲げ、その対応を示すなど、各校で定めている危機管理マニュアルに沿って対応しています。具体的には、各校共に複数台の暑さ指標計を備え、熱中症警戒アラートへの注意喚起や、気温と湿度、日射・輻射熱など、暑さ指数WBGTと言われているようでございますけれども、これを基準といたしまして、運動や活動量の制限だけでなく、適度な休息や水分・塩分補給をすることなどへ配慮にも心がけているところでございます。熱中症の未然防止だけに留まらず、子どもたちが熱中症にかかった場合にとるべき応急処置などの対処方法についても、職員の共通認識とレベルアップを図り、学校での授業やクラブ活動が滞りなく継続され、子どもたちの健やかな育ちと学びが保障されるよう取り組んでまいりたいと思います。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。まず最初の熱中症対策の件でございますが、先ほど町長も言われましたように、高齢者が非常に多いという事で、高齢者に対してはパンフレットを配布していると。あるいは町全体では、広報を通じて熱中症の危険性と言いますか、そういうものを出しておるということでございますが、確かにですね、毎年広報には7月号ですね、これ3年分の広報が7月の分があるんですが、消防だよりとして、その中で熱中症を防ぎましょうというふうな事で書かれております。今年もそうです。去年も一昨年7月の広報で掲載をされております。こういう形で町民の方には啓発活動をやっているということでございますが、なかなか正直言いましてですね、この広報でパッと見て、あとで終わるといふような感じで、なかなかこれが頭の中に入ってるかというところもやっぱりないような気がいたします。やはり高齢者、特に熱中症にかかりやすいんですが、高齢者にやっぱり注意喚起する意味で、何らかの方法としてですね、注意喚起が必要じゃなかろうかというふうに思います。そこで、少し参考程度にですね、どういう形、どういう年齢の方が、

どういふ場所で熱中症にかかっているか、あるいは脱水症状にかかっているかというふうな事で調べた資料がございます。これは総務省と消防庁の方から出てる資料でございますが、令和4年7月の熱中症による緊急搬送、要は救急車で病院の方に運ばれましたよというふうな事ですね。これのまずは全国版としてはですね、令和4年7月の全国における熱中症による搬送人員というのは2万7,000人いらっしゃいます。昨年と比べると6,000人増えております。昨年は2万1,000人。やっぱり去年から比べると6,000人ほどは増えてるんですが、やっぱり一番多かったのは2020年が一番多いそうでございます。今年が2番目というふうな事で、やっぱり今の気象状況というのは、本当に、ある人に言わしたら災害だというふうな事を言われておりますので、そういうものに対しては非常にやっぱり高齢者中心にして注意をしないとかなんかとはいかんと。これの全体的なまとめとしてはですね、高齢者が最も多いという事と、搬送された医療機関での初診時の傷病程度別、これはやっぱりあくまでも軽症が多いんですね。軽症が多いと。発生場所がちょっとやっぱり注目してほしいのが、住居が最も多いという事で、意外と屋外が多いんだなというふうな感覚を持つんですけども、熱中症で緊急搬送されてるのは、屋内、住居が多いという事でございます。ちなみに、今のは全国版ですが、愛媛県の方も一緒に総務省の気象庁の中にも載っておりますが、これも同じ7月です。令和4年の7月、1か月、7月から7月31日までのデータでございますが、愛媛県でトータル300名緊急搬送されております。その中の177名が高齢者でございます。成人が98名、少年が23名、乳幼児が2名ということで、高齢者からだんだんだんだん多くなって、年齢が低くなるほど少ないという状況でございます。傷病の程度でございますが、先ほど言いました軽症がやっぱり一番多いですね。でも、重症の方が3人いらっしゃいまして、そのうちの2人はお亡くなりになっております。こういうふうな実態があります。ですから、熱中症は本当に気を付けないと高齢者の場合はですね、いかにすよという事を言えるんじゃないかと。それから、全国と同じようにですね、今度はどの場所で起きたか。その300人がどういふ場所でもって緊急搬送されたかという事でございますが、やっぱり300人のうち128名は住居でございます。住居で、仕事場1・2というのもありますが、ここでやっぱり50人ぐらいと。工場とかですね、そういう仕事場でなっとる方。教育機関、意外とですね、多いと思ったら少ないんですね。愛媛県の場合6件、屋外が24件。こういうふうな分類がですね、消防庁の方から出ております。ちなみに、砥部町の方もですね、危機管理室の方にちょっとお伺いしてお話を聞いたら、6月の30日から8月の24日までの累計でございますが、10人が熱中症で緊急搬送されとるようでございます。50代から70代までで6名、半分以上ですね、やっぱりかかっていると。居室、住居ですね。住居が4名、事細かくここも調べてくれるんですが、居室とか庭とかトイレとかこういう所でですね、いくと。ちょっと意外だなと思うのは、道路。これもおそらく道路の方も1人いらっしゃるんですが、ウォーキングしよって急に気分が悪くなってですね、道路にうずくまってしまって、そのまま救急車で運ばれるというふうな形だというふうには思っておりますが、砥部町でも10件程度はですね、やっぱり出ると。仕事場でも結構あるんですね。ハウスがあつたり、砥部焼があつたりして、熱の中で仕事しなければいかなんだとかですね、いろんな関係があるんだろうと思いま

すが、仕事場もそこそこ若い人が仕事場ではかかっているというふうな状況があります。こういう事からして、まず高齢者、あるいは住居、こういう所はですね、やっぱりポイントを押さえておかなければいかなのかなというふうな気がいたしております。そこで、一つご質問なんですが、今現在、その広報の方で先ほど言いました7月に毎年1回でございますが、この消防だよりとして熱中症の件になっとりますけれども、先ほどの町長答弁の中の、例えば教室とかですね、いろんな所でパンフレット配っているという事なんですが、できましたらやっぱり常に見れるところに、今の暮らしのカレンダーというのはですね、我が家もそうですけれども、冷蔵庫の所にマグネットで貼ってですね、今日は何のごみの日やったか、こんな感じですぐにこう見れる場所にあります。そういう所に熱中症の警戒のパンフレット、こういったものを全戸宛に配布してですね、それをそういう所に貼って、常に、特に高齢者についてはですね、見ていただけるような環境を作ってはどうかというふうに考えておりますが、お伺いしたらと思います。

○議長（西岡利昌） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。高齢者、特に注意が必要となるというふうな事で、常に見れる場所にご家庭の所で配布をしていただいたらどうかという事なんですけれども、今現在、本町におきましては、町長の答弁にもございましたように、庁内各課でそれぞれ関わりのある町民の方に対して様々な取り組みをしております。正しい知識の普及啓発と注意喚起が主なものとなっております、7月号の広報での周知となっておりますけれども、今後広報の活用についても、周知をさせていただく時期であったりとか、あと記事の内容につきましては、具体的なものを、様々な、高齢者に関わらずいろんな対象がおられると思いますので、内容等も研究調査して、ちょっと考えてはいきたいと思っております。配布物等につきましては、その広報が全戸配布というふうな方法で各戸に配布されます。その内容についても、例えば切り取り線のようなものの形で、見やすいようなものを冷蔵庫等に貼れるようなものであったりとか、住民の方が利用しやすいようなものについても、ちょっと研究をしてまいりたいと思っております。以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私の方から答弁をさせていただきます。日野議員さんご提案のように、昔は火の用心とかいうのを貼ったりしとりましたけれども、熱中症アラートとか、そういう喚起、また十分研究したいというふうに思っておりますし、今回この質問が出た折に、今広報とか、町内放送で呼びかけたらどうかというふうな議論もしたんですが、今コロナをやっておりますので、あんまりにも毎日のようにやると住民の皆様方からいろいろな苦情があるので、ちょっと今回は検討を見送ったんですけれども、いろんな角度で、今お年寄りが特に屋内で水分を摂らない。また、冷房を付けない。どうしてもお年寄りには、儉約意識がありますから、冷房を付けないとかいうようないろんなことありますから、機会を見て住民の皆様方にも、町の方からこういったことが浸透できるように検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。後で質問をしようと思った内容を町長は言ってくれましたので、非常にありがたく、そのような方向でしていただけたらと思います。特にやっぱり、なんでこの熱中症警戒アラートというのがですね、発令されるようになったかという、その意味合いをですね、考えていただいて、それほど今の気象というのは非常に心身にとって影響があるんだと。特に高齢者については影響が大きいということで、環境省と消防庁がこういう形でアラートを出してると。現実、愛媛県も33回もですね、8月末までにも発令をされてるんですけども、正直言いまして、発令されてるかどうかということすらおそらく知らないんじゃないかと思います。今日は発令されとんだらうか、どうだらうかとかいうのをですね、ほとんど方、町民の方知らないと思います。そんな関係で先ほど町長言われました防災無線でちょっと、コロナの後に一言言うてもろたら、この警戒アラートというのは、午前5時と夕方の午後5時に2回発令されますので、朝の方は今日1日このような可能性があるから注意しとってよと。午後の場合は、明日こういう天気になるから、危ないからみんな注意しとってくれというふうな意味合いで5時、夕方の5時というように形でされておりますので、その防災無線でもどうかと思たんですが、言われたようにコロナの今、毎日のようにやっておりますので、そのうえにまた熱中症アラートが明日出ますよとかいうような形ですと、いよいよまた長くなってうるさいというような形も言われる可能性もありますので、先ほど課長が言われたように、広報で例えば切り取り線でやって、それを冷蔵庫の所に貼っていくとか、あるいは別冊子で折込でですね、作っていただくとか、環境省とか消防庁に入ればいくらでもリーフレットありますので、そういうものを参考にさせていただいて、ぜひそのような方向でやっていただけたらというふうに思っております。次は、学校現場の方でございますが、学校現場の方についてはですね、今年の5月に、学校における熱中症対策ガイドライン作成手引きというものが出されて、環境省、文科省の方から出されております。これについてちょっとお尋ねをいたしますが、小中学校でこういうガイドラインを現在作られているのかどうかという事と、もう一つは保健室のですね、これも文科省の方から令和3年の2月に通知をされておりますが、保健室の中に暑さ指数計、これを設置しなさいというふうな通知がされております。この2点について、ちょっとお尋ねをさせていただいたらと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 日野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず1点目、熱中症対策のガイドラインでございますが、こちらにつきましては、各学校の方で危機管理マニュアルを整備しております。その中で熱中症に係わる項目がございます。詳しい内容につきましては、各学校の保健室が発行しております保健室だよりの方に詳細の方を載せておまして、常に注意喚起、啓発等しておる状況でございます。2点目の熱中症暑さ指数計でございますが、こちらにつきましては、各学校の方で整備をしております。保健室にも当然1台、各学校とも、広田小学校以外につきましては、複数台配備をしております。砥部中学校につきましては、部活動時に使用するよう簡易型のですね、指数計をお配りし

て、各体育館であるとか、グラウンドであるとか、あと武道場、あと校外のゆとり公園の体育館とかです、活動するときはその携帯型の指数計をお渡しをしてですね、常に管理をしておるといふ状況でございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。ガイドラインについても、あるいは指数計についても、各小中学校配備されておると。あわせて、幼稚園とか保育園についてもですね、おそらくされてるんだろうと思いますので、その点はもうお聞きをいたしません、まずこの暑さのですね、異常な暑さだという事を計る、言うてみたら機械があるわけですから、その機械を持ってこの暑さにくればですね、非常に危険だからこういうことをしなければならんという事を、先生方が共通認識をする必要がまずあると思うんですね。これは、先生のバラバラの認識ではどうにもならんわけで、これは環境省の方からもですね、いわゆる暑さ指数というものは、温度、湿度、輻射、日射、それから気流、こういうものが全部相まって温度が表示されるようになってくるわけなんです。ですから、私個人的には使っておるんですが、実質、例えば35℃ぐらいの温度のある時にはですね、それから2℃3℃ぐらいは低い。指数計としてはですね、32とか、3とかいうふうな、実際の温度よりは低い数字になっておりますが、そのいわゆる指数計の位置で31以上あればですね、運動は原則禁止というのがこれ基本でございます。それから、28から31℃というのですね、厳重警戒と。激しい運動は中止というふうな事のやっぱり決まりごとがございますので、それをこの指数計を持ってる先生方、あるいはもう計って、これはもう屋外でもですね、そうですね、いわゆる遮らない所で運動場の例えばど真ん中ですね、1m10から1m50ぐらいの所にぶら下げて置くと。それで判断するというのが指数計でございますので、それでそういうのを先生が必ずこう共通認識されとって、その内容に基づいて子どもたちに例えば部活中であればですね、どういう事をしたらいいか、水分補給とか休憩とかですね、いうふうな事を常に指導していただくという事が必要だろうという事なんですが、指数計が学校に数台あるという事ですので、先生はそれを持っておそらくされてるんだと思いますが、確かにこれは危険な状況になってきますので、あんまりこう激しい運動をするような競技については、常に水分の補給とか、そういうものをすべてマニュアルにありますので、それをちゃんと理解していただくという事が大事だろうと思っております。これもできましたらですね、大きなポスターでもできましたらあってですね、こういうもの、何度以上だったらこういうことをしなければなりませんよというのが、ちゃんとマニュアルにありますので、それを大きく伸ばして先生らにも周知徹底をぜひお願いをしたいというふうに考えております。そこでちょっと、細かい方に移らせていただきたいんですが、例えば熱中症になるというのは、梅雨明けぐらいから急に温度が上がるというところから大体9月の中旬ぐらいまでが、大体その時期になるろうかと思いますが、学校教育現場においてですね、例えば熱中症にいわゆるこの時期については、熱中症になる可能性が極めて高いから、その暑さ指数計ではなくて、学校の授業の中で例えば体育の授業、あるいは部活動、夏休みに入りますんで部活動。こういったところについて、できるだけ例えば温度の低い午前中とかあるいは夕方とか。学校の授業の場合、夕方とかはない

と思いますけれども、体育の授業なんかの場合はですね、例えば午前中に移行するとかですね、いうふうな配慮というのは今現在やっておられるかどうかわかりませんか。ちょっとお伺いしたらと思うんですが。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。先ほど、これ学校においてですね、その授業の短縮とか時間の変更とかそういう事をしていないのかというご質問だったと思うんですが、こちらにつきましては、先ほど日野議員さんが申されましたですね、暑さ指数、気温の中での指針の中ではですね、授業の短縮とか、涼しい場所での実施とかという事は示されておりますので、それに基づいて学校の方でも対応をしておりますというふうな認識でおります。ちなみに、こちらが先ほど申し上げました砥部中学校の方ですね、使っております簡易型の指数計でございます。こちらで各部活については管理をしておりますという状況でございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。授業の配慮については、もうガイドラインの中で考慮していくという事でございますが、これは行事、今から例えば運動会なんかあります。小学校なんかの場合もそうでございますが、10月の最初ぐらいに運動会があるというふうな事で、当然運動会の練習というのはですね、日中にするわけでございますが、あるいは体育の時間にあるというふうなことで、非常に厳しい日程の中で、そういう練習なんかの時に暑さの関係も十分注意していただくという事が大事だと思いますが、それプラスアルファ例えば小学校なんかですと、今からですね、陸上の練習が始まります。それと両方が一緒になってですね、大変なやっぱり時期を迎えるこの9月というのはですね。ですから、そのあたり十分に先生もご理解していただいてですね、水分補給とかそういうものについては十分注意していただけたらというふうに思います。今、課長が示された熱中症計、ちょっとまずいと思います。というのは、上に黒球がありません。したがって、もうちょっとですね、いいものを買っていただいて、正確なですね、物を把握していただいたらというふうに思います。以上で熱中症関係については終わらせていただきます。次に、納付の仕方の問題でございます。今からはですね、こういう形でやっぱりそのキャッシュレス決済というのが非常に増えてくると。我々は日常的にも品物を買うんでもキャッシュレスでやったりですね、あるいはコンビニ決済でやったりというふうな事で、もう時代の流れだというふうには思っております。来年度から全国統一QRコードというのができてですね、その中身については、ちょっとまだ不透明な部分があるんだろうと思いますが、これに非常に期待しとるところでございます。そこで一つお伺いしたいんですが、砥部町でも一部の税目、これは軽四の自動車税だと思いますが、これをコンビニ決済で、私も実はコンビニで今年も支払いをいたしましたですが、これ、コンビニ決済である場合にはですね、代行業者というのが必ず中間にありまして、そこの契約ということになります。それで、1件当たりというんですかね、1件当たりなんばお支払いをします。こういう形で予算を取られるんだろうと思いますが、ちなみにですね、参考程度お聞かせ願いたいんですが、代行業者と例えばどういう契約、金額

的にですね、1か月なんぼぐらい、あるいは年間なんぼぐらいの契約になっているのか。あるいは1件コンビニ決済すれば、その1件当たりどのぐらいのお金が掛かるのか、この点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） ただいまのご質問にお答えいたします。本町では、平成30年度から軽自動車税についてコンビニ収納を開始しております。その収納に係る手数料といたしまして、1月当たり基本料金として税込みで1万1千円、事務委託手数料として1件につき税込みで66円となっております。3年度の実績としましては、コンビニ納付が3,819件でした。よって手数料27万4,054円の支出となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 契約で月に1万1千円、それから1件当たり66円という事で、合計27万強という形で予算が組まれとるという事でございますが、成果説明書の中にその内容は記載されておまして、コンビニ決済もですね、大体1年ごとに200件ぐらいずつ増えてる、口座振替よりはですね、増えてるような数字になっておりますので、今からどんどんですね、コンビニ決済というのがされるようになるんじゃないかなというように思っております。したがって、我々が税として町の方にお支払いをせないかん、例えば固定資産税とかですね、これも4期に分かれております。今の軽四自動車税というのは、年1回だけですから、非常にさっき課長言われましたように、契約料は1万1千円で済むと。1件当たりなんぼという形になると思いますが、今度は、例えば固定資産税をこういう形でコンビニ決済するという事になりますと、4期に分けて払いますので、当然4倍掛かる。あるいは1か月の契約料が先ほど1万1千円だったんですけども、今度は12か月全部払わないかんというような契約になるのではなかろうかと。その分また余分に掛かるというふうな事もありますので、今現在お支払いされてる方については、口座振替とかですね、各指定銀行に行かれて払ってるのが多いようでございますけれども、これからはそういう24時間開いとるコンビニとかですね、あるいは全国にあるコンビニ、こういったところで、例えば固定資産税なんかも含めてですね、例えば両親がこちらの方にいなくて家だけあるとかですね、いう事で県外にいらっしやると。こういう場合の方もゆうちょ銀行がありますので、全国的にはそこに行けばなんとかなるんでしょうけども、実際は24時間コンビニに行けばですね、そういうバーコードさえあれば払えるという形が一番望ましいんではなかろうかというふうに思いますので、向上率のアップからしてもですね、来年から始まる統一QRコードのJPQRというように大いに期待をしたいとは思いますが、そういう事も含めて今からはそのキャッシュレス化というのを常に考えていただいて、町民の利便性の事も含めてお願いしたらということをお願いして、私の2問の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時10分の予定です。

午前 11 時 41 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。4 番原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） 4 番原田でございます。今回 2 点、教育委員会へ質問したいと思いません。中学校部活動の地域移行への取り組みはと学校給食費の見通しはの 2 点でございます。まず 1 点目の公立中学校の運動部・文化部の活動について、地域に移行させることをスポーツ庁や文化庁の有識者会議で提言されています。提言によれば、2023 から 2025 年度を改革集中期間とし、休日の活動を地域の団体や外部指導者に委ねる取り組みを進めようとしており、将来的には平日の移行も視野に入れているということです。松山市では、2021 年度からモデル校 2 校で、学校と地域が連携して部活動を運営する事業を実施しています。費用負担などいろいろと課題もあるようですが、本町における部活動の地域移行について、今後どのように対応していくのか、教育長のご所見をお伺いします。2 点目、学校給食費の見通しはについてです。長引くコロナ禍で原油価格や物価の高騰を受け、学校給食にも影響が広がっています。各自治体で給食費値上げの検討がされる中、県内自治体でも、保護者の負担を減らし、給食費を維持する目的で、既に補助金を予算計上したところや、今後予算化を検討しているところ、給食費の値上げを検討している自治体もあるようです。本町では、6 月時点で未検討という新聞報道がなされていましたが、その後の動向はどのようになっているのか、教育長のご所見をお伺いします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、中学校部活動の地域移行への取り組みについてのご質問でございますが、先月、愛媛県内の 20 市町がすべてが参加する公立中学校運動部活動改革市町連絡協議会が立ち上がり、今後の方向性の確認や、各市町の情報共有が行われたところでございます。改革の方向性といたしましては、まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本といたしまして、平日の運動部活動の地域移行も含めまして、できるところから取り組んでまいりたいと思っております。今後は、運動部活動改革市町連絡協議会に参画する中で知見を深めるとともに、町の検討委員会を早急に立ち上げて、スポーツ環境の整備やスポーツ指導員の確保・育成、活動場所の確保、活動費用や保険のあり方など、地域移行に関わる組織や運営方法について協議し、推進計画を策定してまいります。砥部中学校の部活動指導員の状況につきましては、一部の部活では外部指導者に関わっていただいておりますが、人材確保が難しく、専門でない教師による指導の負担も解消されていないというのが現状でございます。教職員の働き方改革や持続可能な部活動の実現に向けて取り組んでまいりますので、住民の皆様方からのご支援・ご協力をお願いしたいと思っております。次に、学校給食費の見通しについてのご質問でございますが、学校給食を取り巻く環境は、原田議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス

イルスの感染拡大やロシアのウクライナ侵攻などの国際情勢を受けた物価高騰が続く中、県内の学校給食にもその影響が広がってきております。そのような状況の中で、他の市町におきましては、給食費の値上がりが検討されております。本町の状況におきましては、平成29年4月に給食費の引き上げを実施いたしました。以後6年が経過し、物価も上昇してきていますので、見直しする時期がきているかと思いますが、現在の社会情勢を考えると、今は厳しいものがございます。現行の給食センターの運営につきましては、安い食材を仕入れることや、高騰していない品目を選定すること、また、献立を工夫することにより、給食の質を落とさず、今年度につきましては、対応できると考えております。学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを大きなねらいとして実施される教育活動でございます。切り詰めることで、肝心の給食の質が低下してしまえば、学校給食の本来の意義から乖離してしまいますので、給食費の値上げにつきましては、他の市町とのバランスや市場の動向をみながら、保護者の負担軽減対策の是非を含めて、慎重に検討してまいります。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） まず1点目の中学校部活動の地域移行については、県の運動部の活動改革市町連絡協議会に参加しながら全体的な感じで行っていくというようなことであったかと思うんですが、その中で町の検討委員会を立ち上げるというような事でございますが、その町の検討委員会、来年度からということなんで本年度中に立ち上げるんだとは思いますが、それらの委員のメンバーとかどういった感じを予定しておるのか、もし分かっているようであればお伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えさせていただきます。今現在、県の協議会が立ち上がったということでございまして、今後町におきましても、検討委員会を立ち上げる必要がございます。まず、この内容につきましては、地域人材の確保に向けて民間人材活用の仕組みを構築する取り組みが必要となってまいりますので、事務局は教育委員会、学校教育課、それと社会教育課も含めてでございます。委員さんとしましては、今考えておりますのは、教育委員さんの代表、また学校長、教頭、町のスポーツ推進委員、あと町スポーツ協会、スポーツ指導者協議会、スポーツ少年団の指導者の代表の方々を今の段階では予定をさせていただいております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 教育委員さんをはじめ、学校関係、スポーツ関係の方が委員になるというようなことだと思うんですが、あとその中で、推進計画を策定するというような事だったんですが、その推進計画というのはどういった内容を考えておるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。推進計画の内容でございますが、こちらにつきましては、先日県の協議会が立ち上がったばかりで

ございまして、今後町の検討委員会も立ち上げるという事でございます。こちらにつきましては、2022年度から2025年、3か年をかけてですね、検討していく事になっておりますので、その中で十分検討させていただいてですね、本当に望まれる学校部活動の地域移行が果たすことができるような内容にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 来年以降の事ということで、委員会立ち上がったから具体的な内容を考えていくというような事だったんだと思います。その内容、どういったことを今後の事という事ではございますが、いろいろな地域で既にやっておる所がございまして、その中で一番問題になるのが、今回国の方が示した中にはそういった土日、まず休日に移行していくと。そのあと、ゆくゆくは平日も移行していくというような感覚で出されておるようでございますが、そんな中で現在は学校の中で通常クラブ活動やっておりますが、地域移行とか民間移行とかあるんだと思うんですが、そうなった場合に、今後検討していく中で活動を行う場所については、現在のように学校施設が使用可能であるのか。それとも社会体育施設になるのか、そのあたりについてはどのような方向性をお持ちでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えさせていただきます。今後、地域移行の場合に部活動を活動する場所につきましてでございますが、今現在各中学校の方で対応させていただいております。今現在もゆとり公園の体育館、グラウンドとか、中央公民館の体育館等でも部活動をしておりますので、今後につきましても同じような感じで対応していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 対応については、現状とほとんど変わらないという答弁であったかと思えます。その他、既に先行しておる所で、推進事業をやっておる例で埼玉県の白岡市というところが4校の計10の部で土日の活動を地域の指導者に委ねたと。その時に、場所は校内に指導者が来る形に、形式にしたと。なぜそうなったかという、生徒らからそのまま学校でという声が多かったと。派遣された指導者が、そこの市の場合は計22人で、市の体育協会や総合型地域スポーツクラブに登録されたコーチ、近隣の大学の学生のほか、10人ほどは部の顧問教員が兼業で、地域人材として任用されてやっておるというような例があるようでございます。本町の場合、学校の先生の働き方改革と言いつた面もあろうかと思えますが、そういった以前にも砥部町地域総合型スポーツクラブとかあったように思いますが、現在はそれがどうなっておるのか。また移行していく段階で、やっぱり現職の先生も参加できるのかどうか。方向性としてどのように見られておるかお伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今現在、地域総合型のスポーツクラブの実態についてはちょっと把握はできておりませんが、今現在、砥部中学校における部活でございます。今現在、ほとんど顧問の先生方の指導で行っておる

状況でございます。教員 39 名中 34 人が顧問を行っております。その中で、その部活の種目に精通しておる教員の方が 13 名、38%程度でございます。今後、地域移行した場合に先生方が関与できないかと言いますと、そういうことではございません。学校の方に兼業のですね、申請を出していただいて指導は十分可能でございます。先生方の中には部活の指導を生きがいにしておる先生もいらっしゃいますので、それは排除するつもりはございませんので、今後そういう対応をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） スポーツクラブについては、今のところちょっとわかっていないという事で、学校の先生については、ある程度協力いただけるというような答弁であったかと思えます。地域型に移行すると多分指導員とか、そういった方に対して謝礼とかいった問題が発生してくると思えます。そういった場合に、保護者の負担がかなり増えるというようなことになる可能性もあろうかと思えますが、そういったことに対して、例えば補助を出していただくとか、具体的内容になってしまうのであれなんです、方向性としては謝金とかについてどのように考えるかというところをちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。この費用の問題でございますが、こちらにつきましては、この地域移行に係る課題の一つだというふうに考えております。会費などで家庭負担が学校の部活よりも重くなるという事は十分考えられますので、今後につきましては、地元企業とかに資金協力をしていただくとか、町の方ですね、いくらかの助成をするとか、そういう経費負担のですね、考え方が重要になってくるのではなかろうかというふうに考えております。そちらにつきましても、町の計画の中で十分検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） 謝金等については、企業への協賛とかそういったことおよび町である程度助成とかいろいろ考えて対応していくという事で、いろんなやっておる所の考え方というのが出ておりますが、通常の部活だけであればそういった方法でいうのもあろうかと思えますが、競技力の向上でレベルの高い活動については、やっぱり民間主導でやっていただく方がレベルも上がって、指導者も専門の方がいらっしゃるというようなことで、良いのではないかなというようにも言われております。あと、学校の昨年、前年、部活動指導員の話でそういった方がなかなか人材が居なくて難しいというような話があったんですが、今後については、そういった外部の人材について、例えば派遣でお願いするとかいうようなこともあろうかと思うんですが、活動が向上できるような講師と言いますか、指導員そういった方がいれば非常に生徒にとってもやる気も増してくるのではないかなと思えますが、そういった専門的な分野についての考え方、もしあればお伺いしたいと思えます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先ほどからお答えはさせていただいたんですけども、他の市町もほとんどまだ煮詰まってないという

ような段階だと思えます。砥部町におきましても、今後の方針につきまして、これから示していくという事になりますので、まだ今の段階ではなかなか煮詰まってございません。先ほどご質問のように指導員の件につきまして、これはこれからですね、すべてがいつぺんに地域移行になるとはなかなか難しいというふうに考えておりますので、指導員の事も考えながら、地域移行の事も考えながら、このことにつきましては、検討していくという事になるかと思えます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） すぐには難しいというようなことで、地域移行していくということについて、現在松山の高校の先生でしたが、地域クラブの指導をしておる先生ございまして、その方の話では、10年後にはたぶん学校から部活が無くなって地域に移行しているであろうというようなお話でした。ここ2、3年じゃなしに10年向こうにはそういった方向になるんじゃないかと。やっぱりそこでそうなった場合には、保護者の方、例えば場所の問題ありますけど、送迎とかいろいろ親に負担がかかる部分も出てくるんじゃないかというようなことも言われております。先日の新聞の中で、松山市ですか。松山市の教育委員会でしたが、地域の実情が違う中で一律の移行は難しいと。西予市の教員の方では、地域や学校種目で格差が生じる懸念があるとか。今治市の教員が、保護者の送迎負担が不安だとか言うようなことを報道されておりましたが、その中でできる種目から始めていくと。それしかないというような報道されておりましたが、なかなかすぐにはならないとは思いますが、そういった中で、練習場所、現在は砥部町の現状と変わりが無いというような事ではありますが、ある所では、例えば廃校の利用もあるとかいうようなところもあるようです。砥部町にもちょっと距離ありますけど、廃校ございますけど、そういったことも含めて検討するときには、そういった場所も使えるような方法を委員会の方で検討していただければ、場所の確保も少しは余裕ができるんじゃないかというふうに思います。あと、先ほどからお伺いしておるのは、スポーツの方に特化したお話だけであったと思うんですが、文化庁の方でも同じような考え方で、文化部も同じように移行していくというような方針がたぶん出ておるかと思うんですが、砥部中学校にも文化部、吹奏楽と3つくらいあったですよ。そういったところになると、例えば吹奏楽部とかいうと道具が結構ありますから、場所が変わるとなかなか移動が大変だとか、琴もそうですか。そういったことがあるんですが、そういったことへ、やる所への先ほど補助とかいう部分についても検討していくというようなことでございましたが、現在は、学校施設云々であんまり費用がいつてないというところかと思うんですが、民間とかそういった所へ委託するという事であれば多少費用が出てくると。そういった場合に、生徒の家庭によっては困窮世帯もあるんじゃないかと思いますが、そういった家庭に対しては、どういうふうな補助と言いますか、そういったことも必要になってくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。困窮家庭と言いますか、そういった家庭の方の支援をどうするかという事だと思えますけれども、これ

につきましてもですね、同じように費用負担、町が負担するとか、その辺りも今後はですね、協議会の方で詰めていきたいと思っております。まだ明確にこういうふうにするのがいいのかというふうな方向性というのは、現段階ではまだ出てないというのが現状でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 文化庁の方では、自治体による指導者確保や会費補助の後押しをするため来年度予算の概算要求に関連経費を盛り込むというようなことを言われておりましたが、またそういったことがあればそれも利用して、費用の一助になるようになればと思っております。文科系の場合でしたら、公民館にもいろんな教室ございますし、そういったところの先生とかの協力も得られるのではなからうかと。提言の中では、文化のクラブの場合には、委託先とかは地域の文化団体やカルチャースクール、芸術系大学などを想定しておるというようなことでもございました。本町もそうなった場合に、公民館の教室とかの先生たちがそういった分野に入ろうかと思うんですが、現在、公民館の教室、だんだん減ってきておるのではないかということも危惧されますが、そういった場合、先生らの協力もいただけるのかどうかも含めまして、どのように予想されますか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今しておる公民館の各教室の先生たちが協力していただけるかどうかという事だと思んですけど、これにつきましては、まだまだ先生たちの意向を伺っているわけではございませんので、協力していただけるか、協力していただけないか、それはわかりません。しかしながら、いろいろと検討していく中で、やはり教室の先生たちにもやっぱり協力をしていただかなければならないだろうということになってくるんだろうと思いますけれども、そういった時にはですね、また話の方をさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） その他、スポーツの関係になるんですが、水泳、ちょっとクラブとは違うんですが、最近の傾向として、水泳の授業とかを民間のスイミングスクールやクラブに委託する動きが進んでおると。そういったことが進んでおる一因というのが、学校のプールの老朽化がその一因である。その大体プール更新の目安が大体40年とかいうふうに言われておりますが、新しく新設でプールを作るとなると1億1,200万円程度いるんじゃないかと。あと10年ごとに必要とされる塗装の改修費などが560万ぐらいいるんじゃないかと。その他、安全点検と清掃、維持管理の業務が多いということで、先生の多忙化を助長しておるのではないかとというようなことで、水泳とかについては、そういった民間の所へ委託するような動きがあるようでございます。本町にも、麻生地区にプールがありますが、学校から行くとなると送迎が問題になると思うんですが、そういった所になるとプールの更新が必要な時にはそういった方法も使って、送迎の費用だけで済むという事なんで、そういった方法も今後もしプール改修必要だと考えられる時期に来た時にはそういったことも検討事項に入れていただきたいと思っております。部活動については、今後の会で前向きな方法で取り組んでいただけないかというようなことでもございますので、続いて給食費の方に移りたいと思っております。給食につ

いては、現在小学校が250円、中学校が290円という事で給食単価出ておりますが、先般6月頃に県内の各学校の給食費出ておりましたが、県内でも小学校安い所では220円台から高い所で280円、中学校では250円から320円と幅があります。それは学校の形態にもあるのかもしれませんが、砥部町の現在の単価、平成29年から6年ほど変わってないという事でございますが、この単価の積算方法はどのような方法なんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えさせていただきます。現在のこの給食の単価でございますが、今現在この単価につきましては、学校給食の賄材料費を基に計算しております。これは幼稚園、小学校、中学校と単価が違うんですが、積算方法としましてはですね、年間の給食の延べ食数、これちなみに令和3年度につきましては35万4,600食ということでございまして、この賄材料費を食数で割った数字、本来で言いましたら幼稚園、小学校、中学校と分けるんですが、大雑把に申し上げますと、この割った数字が単価に近い数字というふうにご理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 単価は賄材料費だけという事ですが、例えば今回のいろいろな物価が上がっていった一番最初が燃料費とか、そういった電気代とか、そういったところじゃ思うんですが、今回も補正予算で電気代云々で何百万か補正予算出たかと思うんですが、そういった部分はそういった単価には含まれないという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えさせていただきます。ご質問のございました燃料費、電気代につきましては、この単価の積算の中には含まれておりません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 給食費については、最終的には先ほど教育長言いましたように、保護者の負担軽減対策の是非も含めて慎重に検討するという事でございますので、保護者の負担が増えないようになるべく進めていただきたいと思います。ちょっとこれ、給食費も若干関係しとるので紹介しておこうと思うんですが、先般テレビで兵庫の明石市長が出ておりましたが、そん中で子育て支援について、5つの無料化をしたと。その5つの無料化をしたことによって、急に子育て世帯の人が転入してきたと。これ大変な事だと思ったんですが、子ども増えるし、人口増えるし、結局親も一緒に来るわけですから住宅とかも増えるし、あと税金とかいろんな面でマイナスではなかったと、そういったことを言われておりました。ですから、そういった無料化というのが先ほど現状維持でというようなお話ししましたが、そういったことをやったら、また違う意味で他のところでお金が入ってくることもあるという事で、その明石市の5つの無料化というのが、保育料、本町でやっておる部分もございしますが既に。保育料の第2子以降が無料化。中学校までの給食費が無料化。公共施設の入場料が無料化。おむつ、ミルクの無料で1歳まででこれ配達もあると、無料化と。高校3年までの医療費の無料化、この5つをしたら人が増えたというようなことが言われております。そんなことも

ございますので、また子育て世代の人が砥部町で多く住んでいただくために、給食費も含め、そういった方法も今後の検討課題としていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員の質問を終わります。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目ですが、低出生体重児のためのリトルベビーハンドブックの作成を。低出生体重児とは、出生体重が2,500g未満の赤ちゃんを指し、その中でも、1,500g未満を極低出生体重児、1,000g未満を超低出生体重児と呼びます。すみません、ちょっと噛んでしまいました。出生数が減少する一方、低出生体重児の割合は1980年頃から増加傾向にあり、この40年間で約1.8倍に増加しています。一般的な母子手帳、母子健康手帳ですが、国が定めた様式に基づき市町村が作成・交付しますが、低出生体重児への配慮はありません。赤ちゃんの成長の様子を知るためのグラフ、発育曲線は身長40cm・体重1kgからとなっております。低出生体重児の親は、通常の母子手帳は使いにくく、成長や発達の遅れから、心理的な負担や不安が強まり、落ち込むケースも少なくないと聞きます。通常のもので併用し、入院中から細かな成長を記録できる、リトルベビー用のハンドブックを本町でも作成してはいかがでしょうか。月齢ごとの標準的な発達を確認するものとは別に、ゆっくりとした成長や発達であっても、親が成長を喜べるよう工夫することで、不安の中で育児を始める母親らを励ます効果も期待できると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。2点目です。身体障害者手帳が交付されない難聴者にも補聴器の購入費の助成を。補聴器は難聴者にとって耳の聞こえを改善し、日常生活の質を高める、なくてはならないものですが、精密機械で高額なうえ、一般的に耐用年数は5年程度と言われております。定期的買い替える必要もあります。しかし、難聴の種類は様々で、難聴の程度によっては、障害者手帳が交付されない場合もあり、手帳を所持していないことで補助対象とはならず、金銭的な理由で補聴器の購入を諦める人も少なくありません。愛媛県では、市町と連携して、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成を行っていますが、対象は要件に該当する18歳未満とされ、18歳以上で障害者手帳を持たない人にとっては、日常生活を送るうえで、大きな負担となっております。補聴器の装用は、難聴者の円滑なコミュニケーションを支え、孤立等による引きこもりを防ぎ、認知症やうつ病の予防にもつながることから、切れ目のない支援を実施するためにも、18歳以上の人も対象にするべきではないでしょうか。全国的にみると、所得制限や年齢制限を設けて助成している自治体もあります。本町においても、障害者手帳を持たない軽度・中等度の難聴者に対して、補聴器購入費の助成に取り組んではいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上2点です。よろしくお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。はじめに、低出生体重児のためのリトルベビーハンドブックの作成についてのご質問ですが、高橋議員ご指摘のとおり、小さく生まれた赤ちゃんに特化し、母子健康手帳を補完するリトルベビーハンドブックの併用は、保護者の心理的負担を軽減することにつながるものと考えております。全国の自治体で導入が広がる中、愛媛県も作成に取り組んでおり、現在、当事者や支援団体などの参画を得て、

家族の気持ちに寄り添うとともに、本県の実情を踏まえた、使いやすい内容となるよう検討が進んでおります。広域的な取り組みとして、新生児集中治療管理室のある医療機関や市町への配布も見込まれておりますので、本町といたしましては、愛媛県版リトルベビーハンドブックを活用するとともに、低出生体重児を持つ保護者の気持ちに寄り添った支援を行ってまいりたいというふうに考えております。次に、身体障害者手帳が交付されない難聴者にも補聴器購入費の助成をとのご質問ですが、本町におきましては、日常生活に支障があると認定された身体障害者手帳所持者や、言語能力の健全発達等を支援すべき18歳未満の軽度・中度の難聴児を助成対象とし、より必要度の高い方への支援を行っております。聴覚障害の基準に満たないもの、普段の生活で不便を感じておられる方は、年齢に関係なくおられるとは思いますが、加齢性難聴も含めると対象者は広範にわたり、財政的な負担も大きく、県内においても助成事例がないことから、現時点では、18歳以上で身体障害者手帳が交付されていない方への助成は考えておりません。しかしながら、聴覚障害者を含め、聞こえに困っている方が複数いらっしゃることは承知しておりますので、難聴者への配慮などについて職員や町民へも周知するなど、生活しやすい環境整備を進め、支援してまいりたいと考えております。以上で、高橋議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） まず、1点目ですが、愛媛県版のリトルベビーハンドブックを活用して、低出生体重児の親御さんに寄り添った支援をしていただけるとのこと。大きな希望になると思います。先日、担当課へ伺って現在使われている母子手帳を拝見いたしました。人気のキャラクターをモチーフにしたもので、私が出産した当時より内容が充実していました。日本生まれの母子手帳は、アジア、アフリカを中心に50以上の国や地域で活用されています。パレスチナ難民のお母さんは、どこの国に行っても困らないよう命のパスポートとして母子手帳を手放しません。日本では、10年ぶりに双子や三つ子など多胎児や障がいのある子どもに配慮された母子手帳がリニューアルされますが、県作成のものと連動した取り組みになりますか。県の進行具合や本町での活用の時期がわかれば教えてください。

○議長（西岡利昌） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 高橋議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず、愛媛県においては、リトルベビーハンドブックを今年度中に作成をして、各市町の方に配布をするというふうな予定というふうに聞いております。県の作成する内容につきましては、市町の代表についてもその検討会の中に入り、現場の意見等についても反映していただいていると考えております。どのようなものが作成して完成してくるかというところの時期につきましては、今のところ市町の方には情報は下りてきておりません。今年度中、今年度予算で計上されておりますので、今年度中には完成し、来年度からは活用できるようなものになるというふうに考えております。本町につきましても、県の作成しましたリトルベビーハンドブックをですね、活用いたしまして、町の実情に合ったものとして、また活かしていきたいと思っております。また、本町におきましては、母子健康手帳の方の発行に加えまして、電子版のアプリというふうな形で、子育て応援モバイルの「とことこ」というふうなものも

活用しております。これにつきましては、平成27年度に導入いたしまして、それにこれまでアプリ化してなかったんですけども、アプリの方が取得できるような形で、お母さんたちに優しいような活用できるものとして、今運営を進めていくところでございます。こちらの子育て応援ナビ、子育てモバイル「とことこ」につきましても、今後ますます内容についても充実するようなものにしていきたいと考えております。母子健康手帳紙ベースのものと電子版のものにつきまして、このようなものの2点を駆使しまして、お母さん方の方に寄り添った活用ができるようなものにしてまいりたいと思っております。以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 早期の実現を強く希望いたします。年内にできて、来年からの運用となれば、今妊婦の方も安心できるのではないかなと思います。リトルベビーハンドブックと母子手帳のデジタル化ですけども、視野に入れて考えておられるとのこと、「とことこ」を先日見せていただいたんですが、誕生日から予防接種のスケジュールの自動作成、乳幼児の相談や妊婦対象の教室の予約、校區別に施設や病院の情報検索ができるなど、とても便利なものだと思います。アプリの対応で使い勝手が良くなったと言われておりましたが、母子手帳を渡すときや健診時に丁寧に説明することで、その場でインストールしてもらい、利用率が7割になったと伺っております。ママ世代の担当課の若手の職員さんが工夫をこらして運用しているとも伺いました。とても頼もしく思っております。デジタル化の良い所は、災害時に記録を破損・紛失してもデータがあれば復元できますし、映像や音声を使う事で視覚障害の人や外国人の方にも正しく情報が伝えられます。将来的にこの「とことこ」を充実させて砥部町ならではの母子健康手帳を持たせる機能を追加して、運用していくことを希望しております。よろしく願い申し上げます。そうですね。デジタルの便利さと手書きの温かさって言われますが、アプリと紙の母子手帳を合わせて併用するのが理想と言われましたけれども、これは命の大切さを伝えるものとして、子どもが大きくなってからも手元に置いて見ることができます。留学などの際、予防接種の記録が必要になったりもしますし、本人がやはり母の書いたものを見るという事は、やはり自分の命の大切さを再認識するのではないのでしょうか。リトルベビーハンドブックの早期導入とデジタル化の推進をよろしくお願いいたします。続いて2問目ですけども、加齢性難聴を含めると対象者が多く、現時点では助成は考えておられないとのことでした。厚生省が2020年に行った調査によりましたら、対象者の多い高齢者への調査でございますが、補聴器の購入費助成を行っている自治体は、全体の3.8%。一方実施していない自治体からは、財源確保が難しいといった回答も目立ったそうです。こうした中で、神奈川県相模原市の例でございますが、自治体における介護予防などの取り組みを幅広く支援する国の交付金、保険者機能強化推進交付金というものがありまして、これを活用して財源を確保。介護予防事業と連動する形で、本年7月から住民税非課税世帯で65歳以上の方を対象にして、2万円を上限に補聴器の購入費の助成が実現いたしました。やはり最大の課題は財源でございますが、このような先進自治体の取り組みを参考にして、所得制限や年齢制限、補助の上限などを設けても、まず支援の扉を開くお考えは

ありますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 岩田介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（岩田恵子） 高橋議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。神奈川県相模原市の方で、国の保険者機能強化推進交付金の方を利用されまして、介護予防事業として補助の方を実施しているというお話を聞きました。ありがとうございます。こちらの方なんですけど、介護予防事業として実施するためには、目的というのがございます。地域支援事業というのは、被保険者が要介護状態になることを予防するという目的がございまずので、慎重に取り組みたいと思っております。現在実施しております神奈川県相模原市の方にその給付実績や介護予防事業としての効果の方確認させていただきまして、今後の実施については検討させていただきたいと考えております。高橋議員さんのご質問にお答えしました。ありがとうございます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 参考にしていただいて、本町でも導入が進めば幸いです。よろしく願いいたします。合わせて、難聴に対する社会的な啓発も重要と考えます。それほど困っていないと耳鼻科を受診しない人も多いと思います。難聴を放置している間に、認知機能の低下やフレイルが進行してしまう事を幅広い世代の人に知ってもらう必要があります。本町として、力を入れている取り組みはありますか。

○議長（西岡利昌） 岩田介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（岩田恵子） 高橋議員さんのご質問にお答えいたします。難聴の取り組みというわけではないんですが、やはり窓口で困っている方がいらっしゃると思います。今現在の方は、筆談とかで対応させていただいているんですが、今後はDXの方の推進の方でしゃべった言葉が電子で流れるというふうな機器の導入についてもデモを行って、また採り入れるというふうな事も考えております。あと、町長の方からありました生活しやすい環境整備ってところではあるんですが、他市町のホームページ等を参考にさせていただきまして、聞こえづらい方に対しての音声で会話するときのポイントでありますとか、片耳が聞こえづらい方への配慮、また伝わりにくい時の工夫等、パンフレットとか広報の方を利用させていただいて、また周知をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 以前、日野議員もデジタル化の読み取りの機械の要望をされたと思うんですけども、そういう流れに伴い本町の役場の方も充実させていただけるということで喜ばしく思っております。耳の健康を保ち、自分らしく社会参加を続けられるよう難聴の早期発見と知恵を絞った補聴器購入への支援が実現することを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午後2時13分 散会

令和4年第3回砥部町議会定例会（第2日） 会議録

|                                                              |                                                                                                                              |                                                                                                                               |                                                              |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                        | 令和4年9月6日                                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                              |
| 招集場所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                              |
| 開 会                                                          | 令和4年9月6日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                        |                                                                                                                               |                                                              |
| 出席議員                                                         | 1 番 高橋久美<br>4 番 原田公夫<br>7 番 佐々木公博<br>10 番 松崎浩司<br>13 番 山口元之                                                                  | 2 番 日野恵司<br>5 番 柿本 正<br>8 番 小西昌博<br>11 番 大平弘子<br>15 番 平岡文男                                                                    | 3 番 木下敬二郎<br>6 番 東 勝一<br>9 番 佐々木隆雄<br>12 番 西岡利昌<br>16 番 三谷喜好 |
| 欠席議員                                                         | 14 番 中島博志                                                                                                                    |                                                                                                                               |                                                              |
| 地方自治法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 大江章吾<br>企画政策課長 伊達定真<br>戸籍税務課長 古川雅志<br>介護福祉課長補佐 岩田恵子<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 小中 学<br>会計管理者 富岡 修<br>学校教育課長 田邊敏之 | 副町長 岡田洋志<br>総務課長 門田敬三<br>商工観光課長 高橋 桂<br>保険健康課長 篠原万喜枝<br>子育て支援課長 田中弘樹<br>農林課長 池田晃一<br>上下水道課長 松田博之<br>広田支所長 町田忠彦<br>社会教育課長 山本勝彦 |                                                              |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                           | 議会事務局長 藤田泰宏<br>庶務係長 東山泰久                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                              |
| 傍 聴 者                                                        | 0人                                                                                                                           |                                                                                                                               |                                                              |

令和4年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |       |        |                                              |
|-------|--------|----------------------------------------------|
| 日程第1  | 報告第6号  | 令和3年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について                 |
| 日程第2  | 報告第7号  | 令和4年度（令和3年度事業）砥部町教育委員会点検評価について               |
| 日程第3  | 議案第31号 | 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第4  | 議案第32号 | 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第5  | 議案第33号 | 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について                       |
| 日程第6  | 議案第34号 | 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第3号）                        |
| 日程第7  | 議案第35号 | 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                |
| 日程第8  | 議案第36号 | 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第9  | 議案第37号 | 令和4年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第10 | 議案第38号 | 令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第11 | 議案第39号 | 令和4年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第12 | 認定第1号  | 令和3年度砥部町一般会計決算認定について                         |
| 日程第13 | 認定第2号  | 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について                 |
| 日程第14 | 認定第3号  | 令和3年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について                  |
| 日程第15 | 認定第4号  | 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について                   |
| 日程第16 | 認定第5号  | 令和3年度砥部町とべの館特別会計決算認定について                     |

- 日程第 17 認定第 6 号 令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 18 認定第 7 号 令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 8 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 9 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 21 認定第 10 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和4年第3回砥部町議会定例会

令和4年9月6日(火)

午前9時30分開議

○議長(西岡利昌) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告します。14番中島博志議員から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 報告第6号 令和3年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について  
(報告、質疑)

○議長(西岡利昌) 日程第1、報告第6号、令和3年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長(門田敬三) 報告第6号をお願いします。令和3年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。はじめに、令和3年度砥部町健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字はございません。実質公債費比率は、昨年度より0.4ポイント上昇し、2.4%となりました。将来負担比率は、昨年度より8.5ポイント減少し、40.1%となりました。次に、令和3年度砥部町公営企業資金不足比率ですが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙として、監査委員の審査意見書を添付しております。令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。1ページには一般会計等の健全化判断比率について、2ページには公営企業会計の経営健全化判断比率について、ともに8月30日に審査を受け、3審査の結果及び意見の(3)のとおり、是正改善について、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。それでは、資料に基づき、説明をさせていただきます。報告第6号資料の3ページをお願いします。上の表の一般会計等の経営健全化判断比率ですが、平成29年度決算から令和3年度決算までの5年間の推移です。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、備考欄に記載のとおり、いずれも黒字となっており、赤字比率は該当がありません。次に、実質公債費比率は、過去5年間で見ると増加傾向にあり、令和3年度は前年度より0.4ポイント増加しています。増加した要因は、臨時財政対策債及び上水道一般会計出資債などの据置期間が終了し、償還を開始したことにより元利償還金が増加したものです。実質公債費比率は2.4%となりましたが、早期健全化基準である25%よりかなり低い数値となっています。次に、将来負担比率ですが、40.1%となり昨年度より8.5ポイント減少しました。減少した主な要因は、令和3年度は大規模事業が少なかったため、新規起債発行額が償還額を下回ったことにより、地方債現在高が減少したことによるものです。次に、下の表の公営企業会計の資金不足比率ですが、公共下水道事業会計は2億8,891万7千円、農業集落排水特別会計は1,473万2千円、水道事業

会計は2億9,054万6千円、すべての会計において剰余金があり、資金不足はありません。  
以上で、報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

## 日程第2 報告第7号 令和4年度（令和3年度事業）砥部町教育委員会点検評価について （報告、質疑）

○議長（西岡利昌） 日程第2、報告第7号、令和4年度（令和3年度事業）砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江教育長。

○教育長（大江章吾） 令和4年度、令和3年度事業でございますが、砥部町教育委員会点検評価について、ご報告をいたします。報告第7号をお手元によりしくお願いいたします。報告第7号、令和4年度、砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度、砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出する。令和4年9月6日提出、砥部町教育委員会。この教育委員会の点検評価制度につきましては、毎年、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、報告書を作成し、議会に報告するものでございます。まず、報告書の5ページをお願いをいたします。点検評価の方法でございますが、対象となる事業の実施状況、成果、課題等をまとめ、その妥当性、有効性及び効率性を総合的に判断をし、事業の評価及び次年度以降の方向性について、それぞれ評価については5段階、方向性については4段階で自己評価をいたしました。そして、学識経験者に意見を頂いております。6ページから8ページにかけては、教育委員会の活動状況について記載しております。9ページから10ページにかけては、評価対象の39の事業とその評価をまとめた一覧でございます。それでは、主な事務事業についてご説明をいたします。まず、学校教育関係でございますが、11ページをお願いをいたします。就学援助事業でございますが、経済的な事由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を助成し、児童生徒の就学機会を確保いたしました。表のとおり、3年度の要保護と準要保護児童生徒を合わせまして、小学校が113人、中学校が73人となっております。全児童または生徒数に占める割合は、小学校では10.7パーセント、中学校では11.6パーセントとなっております。小中学校とも、昨年度より若干高くなっております。児童生徒が安心して就学できる機会を提供するため、引き続き事業を維持してまいりたいと考えております。次に16ページをお願いをいたします。特別支援教育推進事業でございますが、支援を必要とする児童生徒が豊かな学校生活が送れるよう、有識者による相談や生活支援員を配置をいたしました。生活支援員の配置状況でございますが、表のとおりでございます。表中の括弧は対象児童生徒数で、幼稚園・小中学校合わせまして対象者40人に対しまして26人

の配置となっております。次に25ページをお願いいたします。外国語教育推進事業でございますが、引き続き外国語指導助手を配置するとともに、中学生を対象に、英語検定料の一部を助成をいたしました。今年受験者は109人と、昨年度より11人増加したものの、合格者は67人と、21人減少いたしました。今年、3級の受験者が減少したものの、反対に準2級、2級、準1級の受験者が増加をいたしました。難易度の高い級に挑戦した生徒が増加したことが伺えます。引き続き、上位の級に合格できるよう支援して参ります。次に30ページをお願いいたします。小学校校舎等の大規模改修工事でございますが、宮内小学校の大規模改修工事でございます。校舎と屋内運動場の外壁改修工事と合わせまして、自動水栓化工事、体育館の多目的トイレの設置を行いました。これをもちまして、麻生、宮内、砥部の3小学校の大規模改修工事が終了いたしました。今後も、児童生徒が安全に学校生活を送れるよう施設改善に取り組んでまいります。次に、社会教育関係でございますが、37ページをお願いいたします。青少年健全育成事業でございますが、野外での体験学習を通じた小中学生を対象とした健全育成事業を4年度から開始するに当たり、医療技術大学と松山大学の学生23人のボランティアリーダーを養成をいたしました。新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、計画通りに進みませんでした。引き続き、リーダーとしてのスキルアップに努めて参ります。次に40ページをお願いいたします。文化財保護事業でございますが、今年、愛媛大学と連携をして、坪内家の古文書を撮影し、解説をはじめました。また砥部焼の窯跡調査を行うなど、文化財の保存活用のための基礎資料の収集を行いました。引き続き、愛媛大学と連携して調査研究を進めて参ります。次に42ページをお願いいたします。坂村真民記念館でございますが、平成24年3月に開館をし、令和4年3月で10周年を迎えました。文化会館におきまして、記念イベントを行い、俳人の夏井いつきさんの講演や、合唱コンサート、県内の中高生に真民さんへのメッセージを募集し、その中から優秀作品を表彰いたしました。次に46ページをお願いいたします。社会体育推進事業でございますが、ソフトテニス、バレーボール、卓球等のスポーツ大会を、スポーツ協会に委託をして行っております。新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、少年スポーツ大会を含めまして、6種目が中止となりました。中には、2年間開催できない種目もあり、競技離れが懸念されておりましたが、可能な範囲で実施することで、住民のスポーツの習慣の定着と合わせて、地域のコミュニティづくりを推進して参ります。個別事業の説明は、以上でございます。令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大によって、中止、延期あるいは規模の縮小を余儀なくされた事業が多くありました。この状況を考慮しての評価となりましたが、39事業すべてが概ね目標とする成果であったと評価をいたしました。また、方向性につきましては、事業の拡大を図るものが2事業、現状維持が46事業、廃止が1事業でございます。冒頭で申し上げましたが、学識経験者の意見は、昨年度に引き続き、小学校の校長、砥部町社会教育指導員などを務められ、現在、人権擁護委員を務められている金井宏之氏をお願いをいたしました。50ページ以降に、外部評価意見書を添付しております。以上で報告第7号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。あ

りませんか。16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、12ページです。選手派遣交付のところでございますが、私はCATVをよく見ますので、CATVではね、砥部中学校の生徒が、愛媛県大会でかなり上位のどこへ入っておるのが映っておりますし、あるいはCATV以外では、選手があれだけがんばってる姿が見ることは出来ないと思うんですが、何とか本人が構んなら、町報ですとか、何かそういう方法で、こういう選手や、こういう記録出しましたよという報道してもらったらと思っております。それが第1点。第2点が、42ページの坂村真民記念館で、かねがねこれは成果があったのか、成果の基準はこれはどこに置いておられるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 三谷議員さんの1点目のご質問に対して答弁をさせていただきます。砥部中学校の部活動の成績優秀のお子さんを顕彰する意味で報道したらどうかということでございますので、今後もし、そういう優秀な成績を収めた子どもさんがいらっしゃいましたら、積極的に報道の方にも投げかけていきたいと、それと同時に、広報の方でも紹介していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。坂村真民記念館事業の評価の基準というご質問でございますが、B評価ということでさせていただきました。昨年ですが、開館10周年記念ということで、10周年の記念事業を行ったこと、記念事業の時に、若年層の方に坂村真民さん、記念館を知っていただくということで、真民さんへのメッセージを募集しまして、300人を超える方の応募があったことなどを含めまして、自己評価につきましてはBとさせていただきました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 評価ではBですね。評価がBでしょ。これはAにするためにはどのような努力する予定でございますか。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、近年の年間の入館者数につきまして、3～4年前につきましては、だいたい6,000人程度で推移をしておりました。現在、コロナ禍の休館などに伴いまして、影響を受けまして、2年、3年につきましては、3,000人程度の入館者ということで減少しております。これは、本年の3月5日から8月28日まで行いました開館10周年記念の特別展で、砥部の砥石で己を磨けという展示を行いました。その入館者数が3,187名と、真民記念館に多くの方が来館をしていただいております。そういうふうに、こういった魅力のある特別展、あとPRを今後も続けていきまして、来館者数の増員につなげていきたいと思っております。それに加えまして、10周年記念の時に行いました、中高校生に対しての真民さんへのメッセージの企画でございますが、これにつきましては、若年層の方に真民さんのPR、興味を持っていただくということで、引き続き行っていきたいと思っておりますし、若年層の方に、興味を持って

いただくということで、夏休みの特別展、1か月の、宿題とか、学校の自由研究とか、課題とかに使用いただけたらということも踏まえまして、そういった夏休みの企画展につきましても、現在、企画の方を考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長議長（西岡利昌） 三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 最後でございます。結局、今言われたことは外部に向かったのことですよね。内部の中では、対応する点がないのか。ここもちょっと触れていただきたい。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。運営の方の改善点といたしまして、こちら4年度からの取組となりますが、特別展が年に1回、それと、企画展が年2回、実施をしております。そちらの方を、工夫等しまして、魅力ある企画展を年1回、ということで展示会とかの経費の削減で約70万程度削減の方を行っております。それと、大きく占めます人件費につきましても、シフトの見直し等を行いまして、4年度の当初予算ベースで85万6,000円の減額を行っております。そういったことで、運営の方につきましても見直しを現在行っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいですか。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 中学生の職場体験事業について、ひょっとしてこの18ページに触れられている中身の中にあるのかどうか、ちょっと分かりづらいんですけども、職場体験事業について少し紹介をいただけませんかでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。この職場体験事業でございますが、えひめジョブチャレンダー15事業と申しまして、平成29年度から、県主催というか、県が主導です、実施をしております。こちらにつきましては、地元企業の協力のもと、中学生を対象とした5日間の職場体験学習、えひめジョブチャレンジ事業を実施をしております。本事業につきましては、中学生という多感な時期の子どもたちが、職場体験を通じ、コミュニケーション能力や忍耐力、適切な勤労感、職業感など、働く上で必要となる基礎的な力を身につけてもらうとともに、地元の企業、産業や企業等の魅力を知り、地元で働く良さを感じてもらうことを目的として実施をしております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 私が今言いました、この18ページに書いてある中身とは別事業というふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えさせていただきます。18ページに記載しておりますのは、地域の特性を生かす推進事業と申しまして、各学校での取組、これに対して交付金を支出をいたしまして、各学校独自の事業体験をさせていただくという事業でございますが、職場体験とはちょっと違う事業でございますが、こちらにつき

ましても、通年実施をしておるしだいでございます。以上答弁をさせていただきます。すいません。19 ページ、キャリア教育推進事業でございます。こちらの方がですね、えひめジョブチャレンダー15 事業でございます。先ほど申し上げました職場体験事業でございます。ただ、こちらにつきましては、昨年、一昨年、コロナの影響でございます。なかなかその各職場の方にですね、赴いて体験することができておりません。2年連続してですね、中学校の方に職場の方が来ていただいて、講演会等を実施をしておるという状況でございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいですか。佐々木隆雄議員。

○9 番（佐々木隆雄） 失礼いたしました。ちょっと見落としておりました。たまたま、毎年8人ぐらいの生徒さんを受入れていた、たぶん個人事業主になるんだと思うんですけど、今までずっと来てたのに、もう今年からはおたくにはお願いしませんよ、みたいな言われ方をされたんだというふうな方がおいでましてですね、その方はいろいろ学校支援員をされたりだとか、小学校や中学校でいろんな役割を果たしてこられた方なんですけども、いや納得がいかないというふうな、そんなことを言われましたんで、その辺の経緯について、もし紹介いただけるんでしたら、具体的な名前挙げてもよろしいですか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきますが、今言われているような事例については、教育委員会として把握してございません。もし、そのようなことがあるようであればですね、どういうふうな状況で、そういう対応したのかということとは十分調査をしてですね、適切に指導といいますか、間違ったことをしておるのであれば、指導をしていかなければいけないというふうに思います。そういうことで、まだ、その情報については把握してございません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） よろしいですか。他に。1 番高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） 生きる力を育む教育の推進の分野になると思うんですけども、成人年齢が18歳になり、今、小学生からスマホも持っております。お金の教育なんですけれども、やはり仮想通貨とか電子マネー、いろんな決済方法があると思うんですけども、やはり小さいときからそういう教育をしていかないと、やはりトラブルに巻き込まれる可能性が多いと思います。やはりカードを作ってトラブルがあったりとかですね、やはり子どもの事件なども起こっておりますので、そういう世代に合わせた教育が必要ではないかと思えます。以前、見聞きしたところによりますと、銀行等の方の出前講座みたいのがあったりしますけれども、何かもう少し踏み込んだ、トラブルに巻き込まれない、そういう教育を、小中、砥部町のおる間に、子どもに授けて送り出していく、県外に出る子どもも多いので、そういう教育環境を整えるというお考えはありますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるように、18歳になったということで金融教育といいますか、そういったこと、本当に大切なことだと考えておりますので、教育委員会としてもですね、その辺りは力を入れていきたい

なというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 高橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。成果説明書の180ページを少しご覧いただければと思いますが。一番最後の、こういう主要施策成果説明書の180ページ下段から、181ページにかけてでございます。こちらの方で、商工観光課所管でございます。消費者行政ということで、181ページでございますように、2番目の消費者教育ということで、中学校を訪問して、消費者の被害に遭わないようにということでやっております。こちらの方が、特別な中学校・小学校の冊子を作りまして、そちらの方で、カードであったり、電話詐欺であったり、そういったところを含めて、今後、皆様が被害に遭わないようにということで、指導、巡回出前講座をやっておりますので、また冊子につきましては、商工観光課の方に備え付けておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 出来ましたら、小学校からお願いしたいなというのと、従来パンフレットの内容見てないんですけれども、今までの、私たち大人の感覚のお金の教育と、今、子どもたちがこれからなっていくであろう、仮想通貨ですとかね、そういうものも織り込んでいただけるように、ちょっと現状と即した内容になるように対応していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 他に質疑ありませんか。ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

~~~~~

### 日程第3 議案第31号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第3、議案第31号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第31号についてご説明申し上げます。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面2ページをお願いいたします。提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限額を改めるため、提案するものでございます。

それでは、資料の新旧対照表をご覧ください。2ページをお願いします。第4条第2号は、一般運送契約以外の選挙運動用自動車の公費負担額について定めており、アでは、自動車の借上げ額について、1日当たりの上限額を300円引き上げ1万6,100円に改めます。イでは、自動車の燃料費について、1日当たりの上限額を140円引き上げ7,700円に改めます。3ページをお願いします。第8条では、選挙運動用ビラの公費負担額について、1枚当たりの作成単価の上限額を22銭引き上げ、7円73銭に改めます。4ページをお願いします。第11条では、選挙運動用ポスターの公費負担額について、1枚当たりの作成単価の上限額を16円25銭引き上げ、541円31銭に、また、デザインなどに要する基本額の上限額を5,750円引き上げ、31万6,250円に改めます。議案書1ページをお願いします。附則ですが、この条例は、公布の日から施行します。また、適用区分として、今回の公費負担の引き上げは、この条例の施行日以後に告示される選挙について適用することとしています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第31号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第32号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第32号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第32号についてご説明申し上げます。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。4ページをお願いします。提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業の取得要件等を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をお願いします。第2条は、非常勤職員が子の出生から57日間の期間内に育児休業を取得する場合の取得要件について緩和するよう改めます。2ページをお願いします。一番下のところの第2条の3から5ページの第2条の4までの改正は、非常勤職員が子の1歳以降に育児休業を取得する場合について、育児休業の開始日を柔軟化するよう改めるものでございます。5ページの下のところですが、第2条の5は、育児休業法の改正に伴い削除します。6

ページをお願いします。第3条は、育児休業法の改正に伴い、育児休業を再度取得することができる特別の事情について、不要となる規定を削除するなどの整理を行います。7ページをお願いします。中どころですが、第3条の2を追加し、新たに創設される出生時育児休業の期間を57日間と規定します。第10条は、職員が育児短時間勤務を行う際に提出する計画書の名称を改めます。議案書にお戻りください。4ページをお願いします。附則ですが、この条例は、令和4年10月1日から施行します。また、経過措置として、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員については、改正前の規定を適用することとしています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 最後に課長が言われた、この施行前に、計画書を出された方は、前の条例でって言われたんですけども、職員間で不公平が生じたりすることはないのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 高橋議員さんのご質問にお答えをいたします。この計画書につきましては、育児休業につきましては再度取得をする場合に、提出をするもので、今回の改正から2回、もう取得できるように法律が改正しておりますので、これによって不利益を被ることはないと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第32号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第5 議案第33号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について

### （説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第5、議案第33号、砥部町子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 議案第33号についてご説明申し上げます。お手元に議案書をお願いいたします。砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について。砥部町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。下段の提案理由でございますが、子ども医療費助成の対象について、出生から15歳までを、18歳までに拡大することで、さらなる子どもの健全な育成と子育て世代の経済的負担を軽減するために提案するものです。改正内容につきましては、添付資料の新旧対照表

をご覧ください。第2条第1項及び第5条第2項中、現行15歳を、改正案18歳に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。この条例は、令和5年1月1日から施行するものでございます。改正後の砥部町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第33号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時30分の予定です。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

日程第6 議案第34号 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第35号 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第36号 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第37号 令和4年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第38号 令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第39号 令和4年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第6、議案第34号、令和4年度砥部町一般会計補正予算第3号から日程第11、議案第39号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第2号までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、議案第34号の一般会計から議案第37号のとべ温泉特別会計までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。はじめに一般会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第34号、令和4年度砥部町一般会計補正予算第3号ですが、第1条では、歳入歳出予算の総額に4億6,083万8千円を追加し、91億6,403万8千円

とするもので、第2項で、予算補正は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。第2条では、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものとしています。第3条では、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものとしています。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出の主なものについて、説明いたします。はじめに全般的事項として、人事異動等に伴う一般職の給料の減額及び会計年度任用職員の共済費の追加などにより、人件費について一般会計で1,896万6千円の増額を行っています。また、コロナ対策として、一般会計で運営する町有施設のトイレ手洗い等を自動水栓化するため、一般会計全体で工事請負費1,595万円を追加しました。それでは、款ごとにご説明申し上げます。1款、議会費は70万1千円減額しました。人件費の減額です。2款、総務費は2,934万2千円増額しました。集会所の修繕等に対する補助金156万7千円の追加などです。3款、民生費は1億4,482万7千円増額しました。民間保育所誘致に向けた建設用地造成工事に係る関係経費3,828万2千円の追加、児童医療費助成の対象を高校生まで拡大するための関係経費311万5千円の追加などです。4款、衛生費は5,023万円増額しました。物価高騰対策として、水道基本料金を免除するための水道事業会計への負担金4,950万6千円の追加などです。6款、農林水産業費は8,075万5千円増額しました。農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に伴い、山林等の雑木を伐採する委託料2,000万円の追加、原油価格・物価高騰対策として園芸用施設加温設備の燃料費と肥料購入費の一部を助成し、農業者の負担軽減を図るための補助金5,006万2千円の追加などです。7款、商工費は7,286万円増額しました。コロナや物価高騰により厳しい経営環境にある中小企業者等を支援するための町独自の応援金2,009万5千円の追加、原油価格・物価高騰対策として、商工会会員並びに砥部焼協同組合員を支援するための給付事業に対する交付金4,531万3千円の追加などです。8款、土木費は4,531万1千円増額しました。町道の補修工事費4,400万円の追加などです。9款、消防費は112万4千円増額しました。消防団施設の修繕料73万9千円の追加などです。10款、教育費は3,709万円増額しました。コロナの影響による修学旅行キャンセル料等を支援するための交付金172万4千円の追加、岩谷ロプールを解体するための関係経費1,945万9千円の追加などです。2ページをお願いします。歳入です。財源として10款、地方交付税を5,074万7千円、14款、国庫支出金を1,028万2千円、15款、県支出金を4,706万2千円、19款、繰越金を3億5,122万1千円、20款、諸収入を2万6千円、21款、町債を150万円、それぞれ増額しました。4ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正です。高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務委託料に対する債務負担で、期間は令和5年度、限度額は241万5千円です。5ページをお願いします。第3表、地方債補正です。庁舎非常用発電機増設工事の財源として、緊急防災・減災事業債を150万円追加し、限度額を1,380万円としました。一般会計については以上です。続きまして、国保会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第35号、令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号ですが、第1条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額に2万6千円追加し、23億6,105万4千円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に148万円追加し、5,526万9千円とするもので、第2項では、予算補正は、第1表歳入歳出予算補正によるも

のとしています。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。事業勘定の歳出です。5款、保健事業費を2万6千円増額しました。人件費の増額です。2ページをお願いします。歳入です。財源として5款、繰入金を2万6千円増額しました。5ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出です。1款、総務費を148万円増額しました。コロナ対策として、国保診療所のトイレ手洗い等を自動水栓化するための工事請負費143万円の追加などです。4ページをお願いします。歳入です。財源として8款、繰入金を148万円増額しました。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第36号、令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号ですが、第1条では、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に5,555万1千円追加し、23億4,885万3千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に11万5千円追加し、4,291万6千円とするもので、第2項では、予算補正は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。第2条では、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものとしています。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。1款、総務費は財源組替です。4款、地域支援事業費は333万3千円減額しました。人件費の減額などです。5款、基金積立金は4,759万5千円増額しました。前年度の剰余金等を積立てるための介護保険事業運営基金積立金4,759万5千円の追加です。7款、諸支出金は1,128万9千円増額しました。実績等に伴う前年度交付金等返還金1,128万9千円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款、国庫支出金を836万3千円増額、4款、支払基金交付金を32万8千円増額、5款、県支出金を41万4千円減額、7款、繰入金を159万9千円減額、8款、繰越金を4,887万3千円増額しました。5ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出です。2款、サービス事業費を11万5千円増額しました。介護職員の処遇改善に伴うデイサービス事業運営委託料11万5千円の追加です。4ページをお願いします。歳入です。財源として、1款、介護サービス収入を11万5千円増額しました。6ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正です。高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務委託料に対する債務負担で、期間は令和5年度、限度額は241万5千円です。続きまして、とべ温泉特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第37号、令和4年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号ですが、第1条では、歳入歳出予算の総額に77万円追加し、5,539万6千円とするもので、第2項では、予算補正は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出です。1款、温泉運営費を77万円増額しました。コロナ対策として、とべ温泉のトイレ手洗い等を自動水栓化するための工事請負費77万円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として5款、繰入金を77万円増額しました。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 続きまして、議案第38号、第39号を一括でご説明申し上げます。議案第38号、令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。お手元に、砥部町下水道事業会計補正予算第1号をお願いいたします。補正予算

書の1ページをお開きください。議案第38号、令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号。第1条、令和4年度砥部町下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、令和4年度砥部町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策の補助金として55万円を増額し、3億1,346万8千円とし、収入合計を4億7,647万1千円とするものでございます。支出につきましては、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用で、浄化センターの高圧電気料金値上げによる動力費の不足及びトイレ手洗いの自動水栓化の工事で246万円の増額、人件費が1,324万8千円の減額により、補正予定額は1,078万8千円減額し、4億5,859万7千円とし、支出合計を4億6,779万7千円とするものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源は次のとおり改めるとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款、下水道資本的収入、第1項、企業債で、下水道工事に伴う水道管移設工事に120万円を借り入れ、1億8,550万円とし、第3項、補助金で、農業集落排水施設の工事負担金として81万4千円追加し、1億4,657万4千円とし、収入合計を3億6,632万2千円とするものでございます。支出につきましては、第1款、下水道資本的支出、第1項、建設改良費で、水道管移設及び農業集落排水施設の工事で211万4千円の増額、人件費で184万7千円の減額により、補正予定額は26万7千円増額し、3億6,763万5千円とし、支出合計を5億2,440万5千円とするものでございます。第4条、予算第4条の2中、未収金及び未払金の額は、それぞれ414万2千円及び3,287万2千円を、未収金及び未払金の額は、それぞれ458万7千円及び3,060万7千円に改める。第5条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。限度額を120万円増額し、1億8,550万円とするものでございます。2ページ目をお願いいたします。第6条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を1,509万5千円減額し、7,181万2千円とするものでございます。第7条、予算第10条中、1億5,975万5千円を、1億6,056万9千円に改める。これは、他会計からの補助金81万4千円の増額でございます。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、議案第39号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。お手元に、砥部町水道事業会計補正予算第2号をお願いいたします。補正予算書の1ページをお開きください。議案第39号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第2号。第1条、令和4年度砥部町水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、令和4年度砥部町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量に次の工事を加える。第4号、主要な建設改良事業で、公共下水道工事に伴う布設替工事130万円を追加するものでございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款、水道事業収益、第1項、営業収益を、基本料金免除に伴う水道使用料を4,880万5千円減額、それに伴う一般会計からの負担金を4,950万5千円増額、受託工事収益におきましては、不足が見込まれますので664万5千円増額し、補正予定額は734万5千円の増額となり、3億870万9千円とし、収入合計を3億5,818万8千円とするものでございます。支出につきましては、第1

款、水道事業費用、第1項、営業費用を、電気料金値上げによる動力費の不足分で480万円増額、受託工事費を664万5千円増額、料金改定及び基本料金免除に係るシステムの改修費を159万7千円増額し、補正予定額は1,304万2千円の増額となり、3億564万2千円とし、支出合計を3億2,773万3千円とするものでございます。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款、水道資本的収入、第4項、工事負担金を、公共下水道工事負担金130万円増額し、収入合計を2億5,074万8千円とするものでございます。支出につきましては、第1款、水道資本的支出、第1項、建設改良費を、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事費で130万円増額し、2億8,525万円とし、支出合計を4億2,879万7千円とするものでございます。令和4年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第34号から第39号までの説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第34号から議案第39号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第34号から議案第39号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

- 日程第12 認定第1号 令和3年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第13 認定第2号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第3号 令和3年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第4号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第5号 令和3年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第6号 令和3年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第7号 令和3年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第8号 令和3年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第9号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第21 認定第10号 令和3年度砥部町水道事業会計決算認定について

(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第12、認定第1号、令和3年度砥部町一般会計決算認定について

から日程第 21、認定第 10 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡会計管理者。

○会計管理者（富岡修） それでは、認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 3 年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算認定についてご説明いたします。決算認定は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。今回の決算認定につきましては、本年も、決算特別委員会を設置して、ご審議いただけると伺っておりますので、先に配布させていただいております、こちらの議案概要での説明とさせていただきます。それでは、議案概要の 3 ページ下段をご覧ください。認定第 1 号、令和 3 年度砥部町一般会計決算認定について、ご説明いたします。歳入 99 億 3,811 万 5 千円、歳出 87 億 1,716 万円、差引額が 12 億 2,095 万 5 千円となっております。繰越明許費繰越額及び事故繰越額は 7,531 万 6 千円で、その内訳は、繰越明許費繰越額が 6 件の事業の繰越で 7,463 万 2 千円、事故繰越額が 1 件の事業の繰越で 68 万 4 千円となっております。また、実質収支額は 11 億 4,563 万 9 千円となっております。なお、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 4 億円となっております。4 ページをご覧ください。認定第 2 号、令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について、ご説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入 24 億 9,391 万 2 千円、歳出 21 億 6,126 万円、差引・実質収支とも 3 億 3,265 万 2 千円となっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入 5,504 万 1 千円、歳出 5,502 万 5 千円、差引・実質収支とも 1 万 6 千円となっております。続きまして、認定第 3 号、令和 3 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について、ご説明いたします。歳入 3 億 429 万 8 千円、歳出 2 億 9,623 万 9 千円、差引・実質収支とも 805 万 9 千円となっております。続きまして、認定第 4 号、令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について、ご説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入 22 億 7,638 万 8 千円、歳出 22 億 2,751 万 5 千円、差引・実質収支とも 4,887 万 3 千円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,145 万 2 千円、歳出 4,145 万 2 千円、差引・実質収支とも 0 円となっております。続きまして、認定第 5 号、令和 3 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について、ご説明いたします。歳入 3,755 万 5 千円、歳出 2,672 万 1 千円、差引・実質収支とも 1,083 万 4 千円となっております。続きまして、認定第 6 号、令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について、ご説明いたします。歳入 4,612 万 4 千円、歳出 4,302 万 2 千円、差引・実質収支とも 310 万 2 千円となっております。続きまして、認定第 7 号、令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について、ご説明いたします。歳入 3,472 万 6 千円、歳出 1,999 万 4 千円、差引・実質収支とも 1,473 万 2 千円となっております。5 ページをご覧ください。認定第 8 号、令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について、ご説明いたします。歳入 1 億 2,582 万 5 千円、歳出 5,980 万 7 千円、差引・実質収支とも 6,601 万 8 千円となっております。なお、農業集落排水特別会計及び浄化槽特別会計につきましては、令和 4 年度から地方公営企業法の全部適用へと移行したため、令和 4 年 3 月 31 日をもっての打ち切り決算となっております。続きまして、認定第 9 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について、ご説明いたします。収益的収入 3 億 2,566 万 6 千円、収益

的支出2億9,944万円。資本的収入3億7,880万5千円、資本的支出5億4,796万8千円となっております。続きまして、認定第10号、令和3年度砥部町水道事業会計決算認定について、ご説明いたします。収益的収入3億7,066万5千円、収益的支出3億3,421万5千円。資本的収入2億7,857万1千円、資本的支出4億8,537万8千円となっております。以上で、令和3年度各会計の決算認定の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌）　ここで監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二）　決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました、令和3年度の砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計、水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、三谷監査委員とともに、去る7月28日、29日及び8月3日の3日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、各担当課・事務局より予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合・確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理についても、概ね適正になされていると認められました。まず、全般的事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ兆しが見えない中、本町においては、各種の新型コロナウイルス対策事業として、地域の実情に沿った、きめ細やかな行政サービスの提供を行ってきたことが認められました。そのような中でも、効率的な行財政運営に努められ、一般会計の実質収支額は11億4,500万円と、前年対比1億200万円増の黒字となっており、良好な状況で次年度に引き継ぐことができたと思われました。また、近年減少傾向が続いていた基金残高については、前年度より2億3,400万円全体として増加し、うち財政調整基金におきましても、目標とする標準財政規模の2割程度に達しております。一方で、町債の残高についても、前年度より1億2,700万円減少し、近年の大型事業に一区切りついたことが反映される形となりました。しかしながら、大型事業に係る借入分については、据え置き期間が終了し、順次償還が始まることから、公債費は、今後しばらく増加する見込みで、非常に難しい財政運営になると思われることから、徹底した議論を尽くしていただきたいと思っております。自主財源の要である町税収入は、新型コロナウイルス対策の特例措置や、3年に一度の評価替えによる固定資産税の減収等により、前年度より170万円減少しており、長引くコロナ禍による影響を危惧するところであります。徴収率については、高い水準を維持しており、滞納整理機構による効果はもちろんのこと、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであります。引き続き、費用対効果も考慮しながら、公平公正な課税と徴収に努めていただきたいと思っております。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運営状況が伺えます。国保診療所においては、広田地域唯一の医療機関として、地元にとって必要不可欠なインフラとして機能していることは誰もが認めるところでありますが、今後も、受診者の減少が続くことが予想されるため、地域医療への期待と要望に応えながら、バランスの取れた運営方法について十分検討いただきたいと思っております。また、とべ温泉については、一般会計からの繰入による補てんが常態化していることを踏まえ、

将来的にも相当程度の繰入が必要になることが推察されるため、同施設の位置付けや今後の方向性について、原点に立ち戻った議論が行われるよう望みます。今後とも、それぞれの部署において、チェック体制が十分に機能するよう配意いただき、適正な制度運営に努められるよう期待しております。次に、公共下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の節減に努められており、概ね良好な経営状況であると見受けられました。今後も、多額の経費の投入が見込まれますので、さらに徹底した経費の節減とともに、接続率の向上に不断の努力が払われることを望みます。また、水道事業会計についても、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。安定した水源の確保と、安心安全な飲料水の供給に向けて、引き続き老朽管の更新や施設の耐震化など適正な事業の推進に努めていただくことを期待します。最後に、砥部町奨学基金の運用状況につきましては、適正かつ効率的に運用されていると認められました。今後とも、設置目的に沿った、適正な運用に努めていただきたいと思います。少子高齢化や価値観の多様化による住民ニーズの多様化・高度化に加え、昨今のコロナ禍における原油価格や物価高騰対策、いつどこで発生するか分からない災害への備えなど、喫緊の課題に対して果敢に対応することは当然であります。自主財源である町税と依存財源である地方交付税・町債とのバランスには、世代間の受益と負担の観点からも十分な配慮が必要です。今後とも、開かれた町政と協働の町づくりを念頭に、住民の納得性の向上を図るとともに、効率的な行政運営及び計画的な財政運営の推進に、一層取り組まれることを強く期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書によりご了承をいただきたいと思います。以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、監査委員を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって決算特別委員会の委員は、お手元の配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。決算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に佐々木公博議員が、副委員長に木下敬二郎議員が互選されました。ご協力の程、よろしく申し上げます。決算特別委員会に付託しました、議案の審査報告については、12月定例会本会議で申し上げます。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 14 分 散会

令和4年第3回砥部町議会定例会（第3日） 会議録

招集年月日	令和4年9月16日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和4年9月16日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 15 番 平岡文男	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 16 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 古川雅志 介護福祉課長 堀潤一郎 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	15人		

令和4年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第31号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第32号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第35号 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第36号 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第37号 令和4年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第38号 令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第39号 令和4年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 請願第2号 愛媛県立松山南高等学校砥部分校を砥部町に残すため愛媛県に働きかけを求める請願
- 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 議員派遣
- 追加日程第1 議案第40号 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第2 発委第1号 愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科の存続を求める意見書提出について

・閉 会

令和4年第3回砥部町議会定例会

令和4年9月16日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） 開会前でございますが、ご報告を申し上げます。中島博志議員が昨日9月15日にご逝去されました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、故人のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと存じます。全員、ご起立願います。黙祷。

[黙祷]

○議長（西岡利昌） 黙祷を終わります。ご着席ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第31号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第31号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第31号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第31号については、公職選挙法施行令の改正に準じて、町議選挙・町長選挙における選挙運動用の自動車、ポスター等の公費負担の限度額を引き上げることにについて、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第32号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第2、議案第32号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(三谷喜好) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第32号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第32号については、地方公務員育休法の改正に伴い、育休の取得要件等を緩和することについて、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、現状、育休を取得しているのは女性職員が大半だと思いが、男性職員の取得状況はとの質問に対し、今年度は1名、短期での取得があったとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第3 議案第33号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第3、議案第33号、砥部町子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(山口元之) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第33号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第33号については、子どもの健全育成と子育て世代の経済的負担を軽減するため、医療費の助成対象を18歳まで拡大することについて、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、今回の補正予算が上がっているのは、1月以降の3か月分だが、年間あたりの助成額はとの質問に対して、試算では、年間あたり1,340万円程を見込んでいるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 34 号 令和 4 年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 35 号 令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 36 号 令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 37 号 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 38 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 39 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 4、議案第 34 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号から日程第 9、議案第 39 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 34 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費で、物価高騰対策として、水道料金の免除に伴う減収分の補てん及び料金システム改修負担金 4,950 万 6 千円を追加しています。続いて、農林水産業費では、原油価格や物価高騰の影響を受けている農業者に対し、負担軽減を図るため、燃料費や肥料購入費の一部を助成する補助金 5,006 万 2 千円を追加しています。消防費では、経年劣化等により修繕が必要となった消防団施設の修繕料 73 万 9 千円を追加しています。審査において、委員から、水道基本料金の免除について、平均的な家庭の場合、半年あたりでは約 5,730 円の免除になるのかとの質問に対し、お見込みのとおりであるとの説明がありました。また、肥料購入費への助成について、委員から農薬も軒並み値上がりしているので、助成対象にはできないかとの質問に対し、今回は肥料法に基づくものが対象で、農薬高騰に係る支援については、状況も確認のうえ、今後検討したいとの説明がありました。さらに、消防団施設の修繕について、委員から、今後も計画的に更新を行っていくのかとの質問に対し、本件を踏まえ、他の施設についても調査を実施したが、現状、特に問題はなく、適宜注意喚起してまいりたいとの説明がありま

した。次に、議案第 37 号、令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第 1 号は、77 万円追加しています。支出の内容は、新型コロナ感染対策として、トイレ手洗い等を自動水洗化する工事請負費 77 万円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 38 号、令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号は、公共下水道事業では、収益的支出を 237 万 8 千円追加し、資本的支出を 54 万 7 千円減額しております。農業集落排水事業では、収益的支出を 8 万 2 千円、資本的支出を 81 万 4 千円、それぞれ追加しております。浄化槽事業では、収益的支出を 1,324 万 8 千円を減額しています。支出の主なものは、電気料金値上げにより不足が見込まれる、浄化センターの電気代 172 万 1 千円、下水道管渠布設工事の支障となる水道管の移設工事負担金 130 万円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 39 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出を 1,304 万 2 千円、資本的支出を 130 万円、それぞれ追加しております。支出の主なものは、電気料金値上げにより不足が見込まれる、水源地及びポンプ場の電気代 480 万円、宅地開発に伴う引込配管布設工事などの増加による工事請負費 664 万 5 千円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 34 号、第 37 号から第 39 号までの 4 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。議案第 34 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では、障がい者の社会参加を促進するための研修旅行実施に係る関係経費 10 万 4 千円を追加しています。また、寄付を受けた J A えひめ中央宮内集荷場の解体工事に係る関係経費 8,819 万 8 千円を追加しています。教育費では、保護者の経済的負担軽減を図るため、新型コロナの影響による修学旅行キャンセル料等に対する支援金 172 万 4 千円を追加しています。審査において、委員から、障がい者の研修旅行について、障がい者の程度によって付き添いが必要となるが、参加対象者はとの質問に対し、知的・精神・身体の障がい者 40 人程度を募集することにしており、付き添いや必要に応じて手話通訳を手配するなど配慮したいとの説明がありました。また、J A 集荷場の解体について、委員から、関係経費には石綿の撤去費用も含まれていると思うが、工事費の内訳はとの質問に対して、共通仮設費などを除いた解体費用が約 6,400 万円、その中に撤去工事費約 3,900 万円、アスベスト対策費約 1,980 万円が含まれているとの説明がありました。さらに、修学旅行のキャンセル料について、委員から、日程をみると早いところでは来週実施予定となっているが、現時点での方向性はとの質問に対して、秋には修学旅行や自然の家などの行事を予定しており、現時点では、どこの学校も実施する予定と聞いているとの説明がありました。次に、議案第 35 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、事業勘定に 2 万 6 千円、直営診療施設勘定に 148 万円、それぞれ追加しています。支出の主なものは、新型コロナ感染症対策として、国保診療所のトイレ手洗い等を自動水洗化する工事請負費 143 万円を追加するもので、特に委員からの質問はありません

でした。次に、議案第 36 号、令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、保険事業勘定に 5,555 万 1 千円、介護サービス事業勘定に 11 万 5 千円、それぞれ追加しています。支出の主なものは、介護保険事業運営基金積立金 4,759 万 5 千円を追加するもので、特に委員からの質問はありませんでした。よって、議案第 34 号から第 36 号までの 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は 1 件ごとに行います。議案第 34 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 34 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 35 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 36 号、令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 36 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 37 号、令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 37 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 38 号、令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 38 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 39 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 39 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 請願第 2 号 愛媛県立松山南高等学校砥部分校を砥部町に残すため愛媛県に働きかけを求める請願

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 10、請願第 2 号、愛媛県立松山南高等学校砥部分校を砥部町に残すため愛媛県に働きかけを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、請願第 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、今年 7 月の県立学校振興計画案に示された、砥部分校が伊予高校に吸収統合される案について、魅力ある産業教育

の拠点としてこれまで貢献してきたことや、地域に与える影響、伝統工芸と芸術でさらなる地域貢献が期待されていることなどを踏まえ、同校デザイン科を町内に残すよう、県に働きかけを求めるものです。現地視察を行った後、協議において、委員からは、根本として少子化に伴う生徒数の減少があり、再編は避けては通れない問題との意見もありましたが、町内唯一の高校であり、定員割れもしていない中での突然の統合案は驚きで、在校生や保護者なども砥部での存続を望んでいる等の意見があり、採決の結果、請願第2号は、賛成多数で採択とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって請願第2号は、採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前9時57分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第11、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第12、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和4年9月16日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町北川毛491番地。氏名、金井宏之。生年月日、昭和

27年4月15日。提案理由、金井宏之委員が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するのものとございます。金井委員につきましては、再任でございます。続きまして、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和4年9月16日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町八倉340番地の2。氏名、武智俊和。生年月日、昭和34年11月13日。提案理由、佐野洋子委員が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するのものとございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

諮問第2号の採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第2号は、適任であると答申することに決定しました。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

諮問第3号の採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第3号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議員派遣

○議長（西岡利昌） 日程第13、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をしました。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第 40 号が、三谷総務産業建設常任委員長から発委第 1 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 40 号及び発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 議案第 40 号 令和 4 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 追加日程第 1、議案第 40 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 40 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号ですが、今回の補正は 147 万円を追加し、補正後の総額を 91 億 6,550 万 8 千円とするもので、予算補正は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和 4 年 9 月 16 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。2 款、総務費で 147 万円増額しました。これは、マイナポイント申請受付の専用窓口を 12 月末まで延長するための関係経費です。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、10 款、地方交付税を 147 万円増額しました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第 2 発委第 1 号 愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科の存続を求める  
意見書提出について  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 追加日程第2、発委第1号、愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科の存続を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 発委第1号、愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科の存続を求める意見書提出について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和4年9月16日提出、砥部町議会議長西岡利昌様、総務産業建設常任委員会委員長三谷喜好。提案理由でございますが、今年7月に発表され、県立学校振興計画案で、砥部分校は伊予高校に統合されることが示されました。同校は、産業教育の拠点として75年の歴史があり、本町の産業振興や発展に永らく貢献してきた地域になくてはならない学校です。砥部焼の里・アートの里として発展してきた本町にあって、同校の柔軟な発想力が果たす役割は大きく、今後さらに地域貢献が期待されていることから、町内に存続させることを求める意見書を県に提出しようとするものでございます。なお、意見書及び提出先につきましても、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって発委第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長さんから申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会のご挨拶に先立ちまして、昨日亡くなられました中島博志議員に対し、哀悼の意を表したいと思っております。中島議員におかれましては、平成7年に広田村議会議員に当選されて以来、27年3か月の長きにわたり、広田村、そして砥部町の発展に寄与さ

れ、町村合併においても多大なるご尽力をいただきました。旧広田村、現砥部町それぞれで議長を務められるなど、その見識が益々必要とされる中、任期途中でお亡くなりになられたことは、さぞかし無念であろうと思います。議員活動に留まらず、商工会役員として、地域のまちづくりのリーダーとして、絶えず若者の先頭に立ち、地域活性化に取り組む姿には、私自身、感銘を受けておりましたが、訃報に接し、大変残念でなりません。中島様のこれまでの議員活動に深く敬意を表しますとともに、心からのご冥福をお祈り申し上げます。

改めまして、閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、12日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案をご議決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。これから、令和5年度予算の編成時期を迎えますが、健全財政を堅持しつつ、住民の安全・安心を最優先に、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の第7波を受け、8月23日に発出された医療危機宣言は、医療負荷の軽減に伴い、予定どおり本日をもって解除されます。行動制限の要請に対し、町民の皆様一人ひとりが責任を持った行動をとっていただいたことに対しまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。残暑厳しい日が続いておりますが、朝夕少しずつ涼しくなってきました。議員の皆様におかれましては、お身体にくれぐれもご自愛いただき、町政の進展に、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和4年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時46分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

## 決算特別委員会 委員名簿

令和4年9月6日

|    | 役 職     | 氏 名       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 委 員 長   | 佐 々 木 公 博 |
| 2  | 副 委 員 長 | 木 下 敬 二 郎 |
| 3  | 委 員     | 高 橋 久 美   |
| 4  | 委 員     | 日 野 恵 司   |
| 5  | 委 員     | 原 田 公 夫   |
| 6  | 委 員     | 柿 本 正     |
| 7  | 委 員     | 東 勝 一     |
| 8  | 委 員     | 小 西 昌 博   |
| 9  | 委 員     | 佐 々 木 隆 雄 |
| 10 | 委 員     | 松 崎 浩 司   |
| 11 | 委 員     | 大 平 弘 子   |
| 12 | 委 員     | 西 岡 利 昌   |
| 13 | 委 員     | 山 口 元 之   |
| 14 | 委 員     | 中 島 博 志   |
| 15 | 委 員     | 平 岡 文 男   |